

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ
議員名 尾島 保彦

【平成30年 4月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使用項目別)										領収書番号	備考	
					調査研究費	研修費	広報費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費			人件費
2	事務所電話代3月分		4,359	△ 4,359											4,359		401
2	事務所上下水道代2月分		810	△ 5,169							810						402
2	乗用車リース代4月分		30,664	△ 35,833										30,664			403
2	ETC利用料金		1,970	△ 37,803	1,970												404
4	コピー機リース料4月分		3,402	△ 41,205											3,402		405
10	携帯電話料3月分		3,024	△ 44,229											3,024		406
10	事務所ガス代3月分		1,112	△ 45,341							1,112						407
16	事務所電気料(電力電灯)4月分		5,652	△ 50,993							5,652						408
16	概算委託料	200,000	0	149,007													
18	福島原発震災情報連絡センター機関誌年間購読料		3,000	146,007						3,000							409
20	家の光購読料4月分		906	145,101						906							410
24	県外調査旅費		42,300	102,801	42,300												411
26	大分空港駐車料金		1,000	101,801	1,000												412
20	コピー機使用料3月分		1,191	100,610						1,191							413
27	事務所家賃5月分		33,824	66,786							33,824						414
27	事務員給料4月分		57,500	9,286										57,500			415
30	大分合同新聞4月分		3,093	6,193							3,093						416
30	西日本新聞4月分		3,093	3,100							3,093						417
30	毎日新聞4月分		3,093	7							3,093						418
30	赤旗新聞4月分		3,497	△ 3,490							3,497						419
30	4月分自動車燃料代		6,120	△ 9,610	6,120												
30	4月分公共交通機関利用代		1,810	△ 11,420	1,810												購入明細 支払証明
			0	△ 11,420													
			0	△ 11,420													
			0	△ 11,420													
			0	△ 11,420													
			0	△ 11,420													
			0	△ 11,420													
			0	△ 11,420													
			0	△ 11,420													
			0	△ 11,420													
			0	△ 11,420													
			0	△ 11,420													
	月計	200,000	211,420	△ 11,420	53,200	0	0	0	0	1,191	16,682	41,398	41,449	57,500			0

領収書等の添付様式

整理番号 40 /

領収書その他の証拠書類の添付欄

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7909-1649


ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
尾島保彦事務所 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2018年 4月17日発行)

2018年 3月ご請求分 (2018年 4月 2日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	8,719円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



事業名、使途及び内容等

事務所電話料 3月分
(光電話・インターネット)

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (4,359円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 402

領収書その他の証拠書類の添付欄

〈上下水道使用水量検針票〉

平成 30年 4月分使用水量のお知らせ
 検針日 30年 4月 14日 検針員 XXXXXXXXXX
 使用住所 宇佐市 川ノ上
 方 書
 氏 名 尾島 保彦 様
 お客様番号 0020316984-003
 メータ番号 W768
 用途・口径 営業用・13mm
 量水器の種類 上水

今回指針	273	m ³
前回指針(-)	268	m ³
取替水量(+)	0	m ³
今回使用水量	5	m ³

 今回検針分振替日・納期限 平成30年 5月 31日

上水道	5 m ³ (1,620) 円
下水道	5 m ³ (1,080) 円

 連絡事項

口座振替のお知らせ

2月分 振替日 平成30年 4月 2日

上水道	5 m ³ (1,620) 円
下水道	5 m ³ (1,080) 円

上記のとおり振替しましたのでお知らせします。
 連絡先については、裏面をご覧ください。

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道代 2月分
 上記のうち60%は 1620円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (810 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	403
領収書その他の証拠書類の添付欄	
<p> 30-04-02 100 *64,044 トヨタアックス(カ)</p>	
事業名、使途及び内容等	
乗用車リース料4月分	対象リース金額61,328円
あん分による充当の場合	
あん分の率 (50%)	
あん分による政務活動費の充当額 (30,664 円)
一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費充当額 (円)

尾島 保彦 議員の乗用車リース料

平成27年 4月30日作成

単位:円

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計
4月	64,044	64,044	64,044	64,044		
5月	64,044	64,044	64,044	64,044		
6月	64,044	64,044	64,044	64,044		
7月	64,044	64,044	64,044	64,044		
8月	64,044	64,044	64,044	64,044		
9月	64,044	64,044	64,044	64,044		
10月	64,044	64,044	64,044	64,044		
11月	64,044	64,044	64,044	64,044		
12月	64,044	64,044	64,044	64,044		
1月	64,044	64,044	64,044	64,044		
2月	64,044	64,044	64,044	64,044		
3月	64,044	64,044	64,044	64,044		
年度計	768,528	768,528	768,528	768,528	0	3,074,112
控除対象	登録費	-48,600				
	資金管理料	0				
	自動車取得税	0				
	自動車税	-36,200	-10,000	-39,500	-39,500	
	自動車重量税	0				
	自賠償保険	-39,120				
	パールホワイト	-32,400				
	フロントフォグランプ	-10,800				
	バックモニター	-47,520				
	総合計	553,888	758,528	729,028	729,028	0

次回車検費用や維持費用は、別途実費負担

(政務活動費対象リース金額)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計
4月	46,788	63,328	61,328	61,328		
5月	46,100	63,200	60,700	60,700		
6月	46,100	63,200	60,700	60,700		
7月	46,100	63,200	60,700	60,700		
8月	46,100	63,200	60,700	60,700		
9月	46,100	63,200	60,700	60,700		
10月	46,100	63,200	60,700	60,700		
11月	46,100	63,200	60,700	60,700		
12月	46,100	63,200	60,700	60,700		
1月	46,100	63,200	60,700	60,700		
2月	46,100	63,200	60,700	60,700		
3月	46,100	63,200	60,700	60,700		
年度計	553,888	758,528	729,028	729,028	0	2,770,472



自動車リース契約書

貸渡人

この契約書に添付の利率は、リース契約の条件及び個人情報取扱について記載したものですから、借受人および連帯保証人におかれましては、これらの事項をよくお読み頂き充分にご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。

借受人(甲) (所在地・名称・代表者)

貸渡人(乙) (所在地・名称・代表者)

平成 27 年 4 月 28 日



尾島保彦

連帯保証人(住所・氏名・職業)

大分市中春日町16番17号
株式会社トヨタリース大分
支配人 菅根田 淳

連帯保証人(住所・氏名・職業)

印

印

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

リース方式		ファイナンス	契約No.		0231081	
(1) 車名 (型 式)	[Redacted]				特別仕様 付属品	
	登録番号	[Redacted]				
	初年度登録	27年 4月	色	内装		色
	使用の本拠地	[Redacted]				
保管場所	[Redacted]					
(2) リース期間		平成 27年 4月 28日 ~ 平成 31年 4月 27日	48回			
リース料	毎月	59,300円 (税込)	2,846,400円	(5) 前払金	円	
消費税	毎月	4,744円 (税込)	227,712円	(6) 保証金	円	
(3) 支払月額	毎月	64,044円 (税込)	3,074,112円	(7) 支払方法	銀行振替	
(4) 支払期日	第1回	平成 27年 5月 2日	支払	(銀行名)		
	第2回	平成 27年 5月 2日	支払			
	第3回 ~ 第47回	1ヶ月毎	2日			支払
	第48回	平成 31年 3月 2日	2日			支払
(8) リース料に含められる項目	<input checked="" type="checkbox"/> 登録納車費用	X	事故修理(車両保険付保時)	(9) 任意保険内容	保険会社	*****
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車取得税	X	オイル交換		保険種類	***
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税	X	バッテリー交換		フリート区分	***
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車賠償責任保険				年齢条件	***
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車税	X	タイヤ交換		割引割増	***%
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路開通サービス				対人	***百万円
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意保険				対物	***百万円(任意)
	<input checked="" type="checkbox"/> 車検(定期点検整備及び継続検査)				1名	***百万円(任意)
	<input checked="" type="checkbox"/> 法定定期点検整備	X	車検 東京一級		車両	1年毎 55万, 2年毎 55万
	<input checked="" type="checkbox"/> 一般修理		車検 東京一級		3年毎 55万, 4年毎 55万	
			6年毎 55万, 6年毎 55万			
			7年毎 55万, 8年毎 55万			
(10) 引渡予定日	平成 年 月 日			(15) 規定損害金	基本額 2,450,404円 毎戻月額 50,841円	
(11) 引渡場所				(16) 自賠償(初回のみ)		
(12) 契約走行距離	1,500 km/月	(13) 超過走行料	円/km			
(14) 残価の調整	しない		*****円			

借受人

連帯保証人

連帯保証人

○:含まれる
X:含まれない

第14条 (表記)

乙は表記(8)においてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、その条件において乙の選定するレンタカーを代車として無償で甲に貸渡すものとし、保険補償等の貸渡すレンタカーの所有事業者(以下、レンタカー所有事業者)が定める貸渡約款に依るものとする。但し、乙の責に帰さない事由によって、甲が代車借受期間を延長する場合の代車費用を負担するものとします。

第15条 (事故処理)

甲は事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、併せて下記事項を守り保険処理が進められることに協力するものとします。①法令および保険約款に定められた処置をとること。②事故に関し不利な協定をしないこと。③証拠の保全をすること。

第16条 (損害賠償)

次の各号に定める損害が生じたときは、甲は、これを引受けて賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額および問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとする。①甲による自動車の使用・保管に起因して人的または物的損害(盗難にあっては自動車により引き起こされた事故による人的または物的損害を含む)が発生した場合。②甲が本契約に違反したことに伴い、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第17条 (自動車の滅失・毀損)

第2条第1項に定める自動車の引渡から、その返還までの盗難、火災、天災地災その他甲・乙いずれの責にも帰さない事由によって生じた自動車の滅失・毀損等の一切の危険と費用はすべて甲が負担するものとし、乙が当該費用の支払を行った場合は、甲は乙の請求があり次第直ちに乙に支払うものとする。2. 甲は盗難、盗難その他事由により自動車の占有を失ったときは、速やかに盗難届または窃盗届を所轄の警察署に提出するものとする。3. 甲は、第11条第5項により、乙が自動車の滅失・毀損に關し保険金を受領した場合、期限の到来にも関わらず、乙の受取金額を限度として甲の乙に対する債務に充当し、これを異議のないものとする。

第18条 (権利の移転等)

乙は、本契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来る。2. 乙は、自動車の所有権を本契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来るものとし、甲は、これについて予め承諾し、ます。

第19条 (費用の変動および追加)

甲および乙は、次の各号の事由によりリース支払額に含まれる費用の増減が生じた場合は、乙の判断によりその差額を精算するものとし、その支払方法は乙の定めによるものとする。①公租公課および自動車損害賠償責任保険料の変更に伴い生じた場合。②法令により費用等が生じた場合。2. 甲は、甲の申し出による自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などによりリース料の増加または追加が生じた場合は、当該増加または追加した費用を負担するものとし、その支払方法については、乙の定めによるものとする。3. 甲および乙は、自動車任意保険料の割引率の変動による保険料の過不足については、精算しないものとする。

第20条 (リース支払額前払い)

下記に掲げる事由の1が生じたときは、甲は本契約に基づく期限の利益を喪失できるものとし、乙は甲に対して残存期間のリース支払額金額の前払いを請求するものとする。①甲が1回でもリース支払額の支払を遅延したとき。②自動車について著しい破損・滅失(天災地災等)の事故を生じたとき。③甲について下記に掲げる事由の1が生じたとき。イ、手形・小切手(乙以外の第三者に対して振出したものを含む)を不渡りにしたとき。ロ、支払停止・公租公課の滞りまたは仮差押・仮処分・保全処分・強制執行・競売等の申立てを受けたとき。ハ、特別清算・破産・民事再生・会社更生手続きの申立てがあったとき。ニ、監督官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止もしくは廃止したとき。ホ、事業譲渡または会社分割等の決議をしたとき。ヘ、解散の決議をしたとき。ト、後見開始もしくは補佐開始の審判を受けたとき。チ、死亡したとき。リ、経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

第21条 (自動車の預かり)

甲は前条各号の一つに該当する事由が生じた場合、または連帯保証人が前条各号の一つに該当した場合、甲は、乙の請求があった時は、直ちに自動車を乙または乙の指定する者に引渡すものとする。

第22条 (約定の解除または解約)

乙は、甲に第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合は、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとする。2. 前項により、本契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲は、リース料に含まれる費用、自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償するものとする。

3. 第1項により、本契約がリース期間開始後に解約されたときは、甲は乙に対し、第25条に定める規定損害金および未払リース支払額を直ちに現金一括して支払うものとする。

第23条 (自動車の返還時の処置)

リース期間が満了したとき、または本契約が解除もしくは解約されたときは、甲は直ちに自動車を乙に返還しなければなりません。なお、乙は返還を受けた自動車を自由に処分できるものとします。2. 甲はいつでも乙の指定する場所に返還するものとし、甲が自動車を買戻す場合を除く。乙は、甲が返還したものを除き、甲の費用負担で原状に回復しない場合は、乙は付加された物件を含めて自動車を取り戻すことができるものとし、甲は、その物件の返還または損害賠償等の請求は一切しないものとする。3. 甲が任意に自動車を返還しないときは、乙は自ら自動車を引揚げる事ができるものとする。4. 甲は、下記に掲げる費用等があるときは、これを乙に支払うものとする。①自動車の返還が遅延したときは、契約終了日の翌日から自動車返還日までの間の第5条所定のリース支払額(1ヶ月未満は1ヶ月として計算)。②返還された自動車が第2条の引渡時の状態と異なるときは、その原状回復に必要な費用。5. 乙が返還を受けた自動車を、評価法人日本自動車査定協会による査定またはその他公正な方法によって評価するものとし、査定料等自動車の評価に要する費用は甲が負担するものとする。6. 表記(14)において残価の精算をするとの記載がある場合は、乙は返還を受けた自動車について前項により評価を行い、予定残存額との差額を精算するものとする。7. 甲が道路運送法または貨物自動車運送事業法による自動車運送事業者であるときは、第1項に基づき返還された自動車について、乙が抹消、移転または変更登録を申請出来るように、甲は直ちに道路運送法もしくは貨物自動車運送事業法に定める事業計画の変更または事業廃止の申請等を行なうものとする。

第24条 (契約走行距離等)

甲・乙双方は第5条のリース料が、表記(12)記載の契約走行距離を前提に決定されたものであることを確認するものとする。2. 自動車が返還されたとき、甲が表記(12)記載の契約走行距離に超過した場合は、甲は表記(13)記載の超過走行料を自動車返還時に直ちに乙に支払うものとする。

第25条 (規定損害金等)

本契約が解約されたときは、甲は表記(15)記載の規定損害金および解約までに既に支払済みの未払リース支払額を、直ちに乙に支払わなければならない。ただし、自動車返還されたときは、第23条による評価額を、また第11条により乙が車両保険金を受領したときは、その額を控除し、その差額を規定損害金の計算方法は次のとおりとする。①(均等払いのとき)基本額一過減月額×経過月数。②(不均等払いのとき)基本額一過減基本額×経過リース料+リース料総額。3. 前項の経過月数とはリース期間開始の日からリース契約が解約された日までの期間の月数とし、経過リース料とは、リース期間開始の日からリース契約が解約された日までに発生したリース料とする。

第26条 (権利の保全)

乙が本契約による自らの権利を守り回復するため、または第三者より異議苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要措置をとった場合には、甲は、乙が支払った全ての費用を負担するものとする。

第27条 (再リース)

甲がリース期間満了2ヶ月前までに乙に対し再リースの申込みをした場合には、甲・乙協議のうえ自動車について新たなリース契約を締結できるものとし、その契約内容は別途定めるものとする。

第28条 (遅延損害金)

甲が本契約に基づく債務(リース支払額債務、規定損害金支払債務等)の支払を怠ったときは、支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第29条 (連帯保証人)

連帯保証人は本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(第13条に基づき甲の負担する修理費等を含む)を保証し、かつ相互に連帯して甲と共に債務履行の責を負うものとする。2. 乙は必要と認めるときは、甲に対し連帯保証人の追加・変更を求めることができ、この場合、甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人を立てるものとする。3. 連帯保証人は、乙が他の共同連帯保証人の一人に対して債務を免除した場合でも、債務金額の支払を請求されても異議のないものとする。4. 連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証人、もしくは担保を変更、解除しても免責の主張および損害賠償の請求をしないものとする。5. 連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済し、代位によって乙から権利を取得した場合でも、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、代位権を行使出来ないものとする。

第30条 (確約事項)

甲および連帯保証人は、この契約の締結日において、甲および連帯保証人(これらの役員および従業員を含む。以下、本条において同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐術的的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下、反社会的勢力)に属しないことを誓約し、かつ、この契約の存続期間中、反社会的勢力に属しないことを誓約するものとする。2. 甲および連帯保証人は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する事項を行わないことを誓約する。①誹謗、暴力的行為または脅迫的言動の使用等。②事実上、自ら反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等。③乙の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為等。④乙の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為等。

第31条 (特約事項)

表記(16)記載の特約事項は、本契約の一部であり、他の契約条項に抵触する場合はこの特約事項が優先するものとする。

第32条 (訴訟管轄)

甲・乙および連帯保証人は本契約に関する一切の義務履行地を乙の本店・支店または営業所とする。また、本契約に関する争いについては乙の本店所在地管轄の裁判所を管轄裁判所とする事に合意するものとする。

第33条 (乙の通知あるいは意思表示)

乙が第22条の解除または解約の通知その他本契約に関する意思表示を、本契約書記載または第10条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所宛に発信した場合は、その通知あるいは意思表示が甲または連帯保証人に到達しなかったときは、当該通知あるいは意思表示は通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第34条 (公正証書)

甲および連帯保証人は、金銭債務不履行のとき、乙の要求に応じ、直ちに強制執行を受けても異議はない旨の認諾事項を付して本契約の趣旨に従い、公正証書にすることを承諾するものとし、その費用は、甲の負担とする。

第35条 (取立委任)

甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債権をトヨタファイナンス株式会社(以下、内という)またはその他の第三者に取立委任することを予め承諾するものとする。2. 甲および連帯保証人は、取立委任の事実に関する通知が、乙に代わって丙またはその他の第三者から甲に対して行われることに予め同意した。第36条 (トヨタファイナンス株式会社への譲渡担保) 甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債権を丙に譲渡担保に供することを予め承諾するものとする。2. 甲および連帯保証人は、譲渡担保の事実に関する通知が、乙に代わって丙から甲に対して行われることに予め同意した。

自動車リース御見積書

LA062R

尾島 保彦 様

御中

商談No. 100027677-01
平成 27年 4月17日 発行

株式会社 トヨタレオリス 大分県

〒 879-1132

大分県宇佐市大字岩崎字箱橋3-4-1

電話番号 0978-37-3312

部署名 リース部 宇佐店

担当スタッフ

電話番号

下記の通り御見積り致します。

車 名		お支払月額 (台当り)	
[REDACTED]		リース料	59,300 円
台 数	リース期間	消費税 (8.00%) (含地方消費税)	4,744 円
1 台	48 ヶ月	合 計	64,044 円

車両明細	型 式 [REDACTED]	塗 色 ホイパールクリスタルシャイン (070)	特別仕様 ホイトパールクリスタルシャイン オートイレス(カバ-レス) 6スピーカー フロントフォグランプ フロアマット サイドバイザー スタンダードナビ (NSZT-W64) バックカメラ 付属品 ナンバーフレーム フロント ナンバーフレーム リア ETC シャサイ
	初度登録 27年 4月 新車	内装色 ファブリック/ブラック (FB20)	
リース内容	定 員 5人 (0人)	積 載 量 0kg (0kg)	
	リース方式 ファイナンス	登 録 地 大分県	
	納車期日 契約後 日程度	納車場所 甲の指定場所	
	月間走行距離 1,500 km/月	超過走行料 円/km	
残価の精算しない (予定残価額 ***** 円)			

リース料に含まれる項目 ○×含まれる ○×含まれない	○登録納車費用	×事故修理(車両保険付保時)	任意 保 険 内 容	保険会社 *****
	×自動車取得税	×オイル交換		保険種類 *****
	×自動車重量税	×バッテリー		フリート/年齢 *****
	○自動車賠償責任保険			割引割増 *** %
	○自動車税	×タイヤ交換		対 人 ***** 百万円
	×道路関連サービス			対 物 ***** 百万円, 自己負担額 ** 万円
	×任意保険			人身傷害 1名 ***** 百万円, 1事故 ***** 百万円
	×車検(定期点検整備及び継続検査)			車 両 1年目 ***** 万円, 2年目 ***** 万円
	×法定定期点検整備	×車検 × 法点 ×		[自己負担額] 3年目 ***** 万円, 4年目 ***** 万円
	×プロケア10	×事故 × 一般 ×		5年目 ***** 万円, 6年目 ***** 万円
×一般修理	代車	7年目 ***** 万円, 8年目 ***** 万円		

リース料お支払方法	前 払 金 0 ヶ月分	特 約 事 項	
	お支払方法		1 前払金及び第1回リース支払額は、契約時又は納車時に現金にて申し受けます。 2 第2回目以降は毎月お支払日に下記方法にて申し受けます。 ・銀行自動振替 ・銀行振込(手数料はお客様御負担)
			契約開始時点の税率にて請求させていただきます
		備 考	
		保 証 人 人	
		見積有効期間 発行日より 30 日間	

※リース契約のお申し込みにつきましては、別途注文書にてお受けいたします。

自動車リース御見積書

LA062R

尾島 保彦 様

御中

商談No. 100027677-01

平成 27年 4月17日 発行

株式会社 トヨタレンタリース 大分

〒 879-1132

大分県宇佐市大字岩崎字橋本3-4-1

電話番号 0978-37-3312

部署名 リース部 宇佐店

担当スタッフ

電話番号

下記の通り御見積り致します。

特別仕様・付属品

	消費税込	消費税抜
ホワイトパールクリスタルシャイン	32,400	30,000
オーディオレス(カバーレス)6スピーカー	-21,600	-20,000
フロントフォグランプ	10,800	10,000
フロアマット	21,600	20,000
サイドハイザー	12,960	12,000
スタンダードナビ(NSZT-W60)	163,080	151,000
バックガイドモニター	47,520	44,000
ナンバーフレーム フロント	2,160	2,000
ナンバーフレーム リア	2,160	2,000
ETC シャサイキ	24,840	23,000

領収書等の添付様式

整理番号

404

領収書その他の証拠書類の添付欄

カードご利用代金明細書		※3月10日以後の支払方法変更・月上返済入金分・返金分等につきましては本欄には反映されておりませんのでご了承ください。		2018年3月15日 発行		
カード名称	_____	V: Visa, J: JCB	お支払日	2018年4月2日		
会員番号	_____		ご請求金額合計	_____円		
金融機関	支店 _____		本カード予約以外に同一お支払日・同一口座の弊社ご契約がある場合、原則、まとめて口座よりお引き落としいたします。あらかじめご了承ください。左記ご指定口座よりお支払日に引き落としいたします。お引落日までにご利用下さい。			
口座番号	口座名義 _____	尾島 保彦 様				
ご利用年月日	ご利用店名	ポイント	ご利用金額(円)	お支払方法/今回回数	今回ご請求金額(円)	摘要
18 12 2	ETC前納・マイル超過	☆	420	1回払 1	420	ETC 大分 平佐 普通車
18 2 1	ETC通行料金	☆	1550	1回払 1	1550	ETC 平佐 大分 普通車
** 今回ご利用金額合計 **						
** ご請求金額合計 **						

●は利用日

事業名、用途及び内容等

ETC利用料金 調査研究費 2回 1,970円
(4月2日支払い分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号	405
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

30-04-04 | 100 | *6,804 | リコーリース (カ)

事業名、用途及び内容等

コピー機リース料4月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (3,402 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

収入
200円
印紙

19

パフォーマンス契約書

締結日 2016年 7月 11日

甲と乙とは、この契約に記載される乙製造にかかる複写機・複合機（以下、「機械」といいます）の「パフォーマンス契約」に関して次の通り契約を締結し、この契約成立の証として本書2通を作成の上、甲乙各1通ずつ保持します。

(甲)

住 所

宇佐市大字四日市 88-4

会 社 名
(氏名)

大分県議会議員 尾島保彦事務所

尾島保彦

(乙)

住 所

東京都中央区銀座八丁目13番1号

会 社 名

株式会社リコー

(乙の代理人)

住 所

会 社 名
(氏名)

宇佐市大字四日市字荒巻61-8NTT宇佐ビル1F

リコージャパン株式会社

大分支社 大分営業部

部 長 橋 詰 聖 士

(印)

別表(1) 料金表

1. 「パフォーマンスチャージ」(1ヵ月当りの料金)

(1) 基本料金 1,500円(300部外迄の分を含みます)

(2) 1カウント当たりの料金

イ) 301 ~ 1,000カウント迄 3.3円

ロ) 1,001カウント 以上 3.0円

2. 「カウント料金の算出方法」

(1) 算出方法

カウント料金は、機械1台毎に次号の方法により確認された月間の使用カウント数値に応じて、料金表中の各レンジ単価をそれぞれ乗じ、各レンジの金額を合計して算出します。

(2) カウント数の計算方法

「機械」に装着されたカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から2%を控除します。

(3) その他

① 開始時のカウント数値

「機械」の使用開始前に、乙が確認したカウント数値を開始時のカウント数値とします。

② カウンターの確認日

別表(2)に定めた毎月所定のカウンター確認基準日に使用カウント数値の確認を行います。

ただし、甲乙の営業日等の事情により、実際の確認日は前後する場合があります。

③ カウンターの進み方

カウンターは、出力(コピー・ファクス・プリンター等の出力含む)1面毎に使用されたカウンターが1カウント進みます。両面出力の場合は、1両面出力毎に使用されたカウンターが2カウント進みます。

④ トナー料金

別表(2)においてトナー有と記載されている場合、トナー料金はパフォーマンスチャージに含まれます。

⑤ その他

パフォーマンス開始時において、カウント開始日(別表(2)の納入日)から所定のカウンター確認基準日までの期間が、1ヶ月に満たない場合、またパフォーマンスの終了時において、最終カウンター確認基準日の翌日から終了日迄の期間が、1ヶ月に満たない場合、この期間の「パフォーマンスチャージ」は、乙の定める方法により計算されるものとします。

以上

以下、余白

別表(2) 機械/設置場所

機種名 MP2550RC (3C60)			
設置場所 尾島 保安事務所			
初回納入日 2016年 7月 11日	カウンター確認基準日 1:10日 2:15日 ③:20日 4:末日	サービス実施会社 リテックパシ(株) 船橋SS	
納入日 2016年 7月 11日	トナー込有無 有		
	リモートサービス有無 有・無		

《 社内使用欄 (納品時追記) 》

機番 312680

開始時 カウンター	モノカラートータル カウンター	0
	※※※※※※※※※※※※※※※※	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
	※※※※※※※※※※※※※※※※	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

＜ パフォーマンス契約条項 ＞

第1条 (定義)

- 本契約(各特約を含む)に用いる用語は、以下の意味を有するものとします。
- (1) 「機械」：乙が製造、販売した複写機・複合機であって、別表(2)に定めるものをいいます。なお、複写機・複合機に乙が別途定める拡張・オプション機器が装着されている場合は、これらを併せて指すものとします。
 - (2) 「パフォーマンス」：「機械」を良好な状態に維持するための保守サービスであり、その具体的な内容は第3条に定めるとおりとします。
 - (3) 「パフォーマンスチャージ」：「パフォーマンス」の対価をいい、その計算方法は別表(1)に定めるとおりとします。
 - (4) 「乙の代理人」：乙を代理して本契約を締結する者をいい、その役割は第4条2項、3項に定めるとおりとします。
 - (5) 「サービス実施会社」：乙の認定を受け、「機械」に対する「パフォーマンス」を実施する会社として別表(2)に定める者をいいます。
 - (6) 「リモートサービス」：「機械」の通信機能により提供される無償のサービスをいい、その詳細はリモートサービス特約条項に定めるとおりとします。

第2条 (目的)

乙は、本契約規定の条件に従い「機械」に対して「パフォーマンス」を提供します。

第3条 (「パフォーマンス」の内容)

1. 「パフォーマンス」は、以下の各号のサービスにより構成されます。なお、乙が甲に対して提供する「パフォーマンス」の内容は、実施の都度、乙が判断します。
 - (1) 別途乙が定める内容の点検、調整および部品交換。
 - (2) 甲の要請があった場合の故障の修理。
 - (3) 「機械」の使用に必要となる感光体の貸与および交換。
 - (4) 前各号の他、別途乙が「機械」の状態の維持のために必要と判断する措置。
2. 乙は、「パフォーマンス」実施の都度、必要と判断した場合には、甲に対して「機械」の操作方法を指導するものとし、甲は、当該指導内容に従って「機械」を使用するものとします。
3. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所に技術者を訪問させることにより「パフォーマンス」を提供するほか、「機械」に「リモートサービス」が提供される場合は、「パフォーマンス」の一部を「リモートサービス」によって実施することができるものとします。なお、「リモートサービス」には、特約条項に定める特約が適用されます。

第4条 (協力会社への委託)

1. 乙は、「サービス実施会社」へ「パフォーマンス」の実施を委託するものとします。
2. 乙は、「乙の代理人」に対して以下の各号の項目を代行させるものとします。
 - (1) 「機械」のカウンター数値の確認。
 - (2) 「パフォーマンスチャージ」の請求および回収。
 - (3) 本契約の履行、変更および終了等にかかる甲との折衝、交渉。
3. 前二項に定めるほか、乙は、必要に応じて本契約の履行、ならびに権利行使を、「サービス実施会社」または「乙の代理人」に行わせることができるものとします。
4. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」を変更する場合には、事前にその旨を書面にて甲に通知するものとし、甲は、この通知の受領後は、通知書面に記載された者が、「サービス実施会社」または「乙の代理人」となることに同意します。

第5条 (「パフォーマンス」の実施時間)

乙は、「パフォーマンス」を「サービス実施会社」の営業時間内に実施するものとします。

第6条 (「パフォーマンス」の提供場所)

1. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所において「パフォーマンス」を実施するものとします。
2. 甲は、「機械」の設置場所の変更を希望する場合には、事前に乙に通知するものとします。なお、この場合、「機械」の移動は、原則として、乙または「サービス実施会社」が行い、移動に伴う設置、解体および調整費用は、甲の負担とします。

第7条 (「パフォーマンス」の対象外の事項)

1. 以下の各号に定める対応は、「パフォーマンス」には含まれません。
 - (1) 「機械」の使用者の故意、取扱い上の不注意または誤用による故障の修理。
 - (2) 乙が提供したソフトウェアおよびデータ以外のものを「機械」に搭載したことを原因として発生した故障の修理。
 - (3) 乙の認定する者以外による改造、修理、分解または加工等による故障の修理。
 - (4) 「機械」に接続される電話回線もしくはネットワーク等の回線等(以下、「回線等」といいます。)またはその周辺機器に起因した故障の修理。
 - (5) 「回線等」および周辺機器を通じたウイルス、不正アクセス等により発生した故障の修理。
 - (6) 火災、天災その他不可抗力による災害により生じた故障の修理。
 - (7) 第6条2項、第8条4項、第9条その他本契約に違反したことにより生じた故障の修理。
 - (8) 「機械」または「機械」に搭載されるソフトウェアの仕様変更対応。
 - (9) 前号のほか、「機械」の状態の維持を目的としない追加作業。
2. 甲は、落雷、停電等の不可抗力、「機械」の故障等によって、「機械」に記録したデータ等が消失する可能性があることを認識し、バックアップ等必要な措置を自ら講じるものとします。なお、いかなる事由によっても、乙は、データ等の消失およびその復旧について、責任を負いません。

第8条 (トナー供給特約)

1. 本条の規定は別表(2)において、トナー有と記載された「機械」(以下、「トナー込機」といいます。)に関して適用されます。
2. 乙は、トナーを「パフォーマンス」の一部として甲に供給するものとします。
3. トナーは、甲が「乙の代理人」に対して申し出を行ったとき、または「乙の代理人」の巡回時に、「機械」の通常の使用に必要な範囲で供給されるものとします。なお、トナーの交換作業は、甲が自ら行うものとします。
4. 甲に供給されたトナーの所有権は乙に属するものとし、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。また、甲は、「機械」に対して、乙から供給されたトナー以外のものを使用してはならず、また、「機械」の通常用途のみ、トナーを使用するものとします。
5. 本条2項の規定にも拘わらずに甲がトナーを購入した場合において、乙は、返金、買取等の義務を負いません。

第9条 (用紙について)

甲は、「機械」の使用にあたり、乙が推薦する用紙または乙が別途発行する「用紙搬送に関する標準仕様書」の範囲内にある用紙を使用するものとします。

第10条 (感光体等の取扱い)

乙が甲に貸与した感光体、ならびに交換した感光体および部品の所有権は、乙に属するものとします。なお、甲は、善良なる管理者の注意をもって感光体を管理し、別途乙が指定する用法に従い「機械」に装着して使用するものとします。

第11条 (流用の禁止)

甲は、乙が「パフォーマンス」をして貸与、供給した感光体等を目的および方法の如何を問わず、他に譲渡、貸与、担保設定等の流用、または、廃棄、処分等しないものとします。なお、甲が「トナー込機」を使用する場合は、乙が供給したトナーについても同様とします。

第12条 (返還義務)

「機械」への「パフォーマンス」が終了した場合、甲は、感光体を速やかに乙に返還するものとします。なお、甲が「トナー込機」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

第13条 (「パフォーマンスチャージ」の支払い)

1. 甲は、乙が別途定める支払い期間内に、「パフォーマンスチャージ」を現金で支払うものとします。
2. 「機械」への「パフォーマンス」提供が終了した場合には、甲は、乙が行うカウンター数値の最終確認に異議なく協力し、最終確認に基づき算出された「パフォーマンスチャージ」を支払うものとします。なお、甲の責に帰すべき理由で当該最終確認がなされなかった場合には、甲は、乙が定める方法により計算された金額をただちに乙に支払うものとします。

第14条 (消費税)

「パフォーマンスチャージ」等本契約に基づく料金として表示される金額には、特段の表示のない限り消費税等相当額は含まれず、甲は支払う料金額に賦課される消費税等相当額を、それぞれの金額の支払いに併せて乙に支払うものとします。

第15条 (追加費用)

- 乙は、以下のいずれかに該当する場合には、「パフォーマンスチャージ」のほか、甲に対し別途乙が定める費用を請求することができ、甲は、乙の請求に応じてその費用を支払うものとします。
- (1) 第7条に定める「パフォーマンス」対象外の修理、対応等を乙が行う場合。
 - (2) 甲の都合により、乙が第5条に定める実施時間外に「パフォーマンス」を実施する場合。
 - (3) 「パフォーマンス」を実施する「サービス実施会社」の営業所の所在地から、「機械」の設置場所までの移動に、以下の何れかの事由がある場合。
 - ① 車輛等による走行距離が50kmを超える場合。
 - ② 有料道路等を經由しなければならない場合。
 - ③ 船舶または航空機等による移動を必要とする場合。
 - ④ 宿泊を要する場合。

第16条 (「パフォーマンス」の提供期間)

1. 「パフォーマンス」の提供は、別表(2)に記載の納入日に開始し、同じく別表(2)に記載される初回納入日より5年経過をもって終了するものとします。
2. 前項の規定に拘わらず、前項に定める終了時において、甲が「パフォーマンス」の継続を希望し、かつ、乙がこれを可能と判断する場合には、「パフォーマンス」の提供はさらに1年間継続するものとし、以後も同様とします。

第17条 (「パフォーマンスチャージ」の改定)

1. 前条2項に基づく「パフォーマンス」継続にかかる「パフォーマンスチャージ」には、以下に定める金額が加算されるものとします。
 - (1) 開始から1年間については、「パフォーマンスチャージ」(以下、「基準額」といいます。)の8%相当額。
 - (2) 前号の期間経過後については、「基準額」の12%相当額。
2. 前項のほか、前条1項の「パフォーマンス」の提供期間中であっても、物価、市況の急激な変化、原価等の急激なその他社会情勢の著しい変化により「パフォーマンスチャージ」の改定が必要と乙が認める場合には、乙は、甲と協議の上「パフォーマンスチャージ」を改定することができるものとします。

第18条 (「パフォーマンス」の終了)

1. 「機械」が以下の各号のいずれかに該当する場合は、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供は終了するものとします。
 - (1) 甲が、「機械」の廃棄、譲渡、返還等を行い、「機械」の使用を行わなくなった場合。
 - (2) 火災、天災、その他の事由(甲の責に帰すべき事由であるか否かを問わない)により「機械」が全壊または一部破損し、修理に適さないと乙が判断した場合。
2. 第16条2項による「パフォーマンス」提供期間中に、「機械」が以下の各号のいずれかに該当し、乙がその旨を甲に書面にて通知した場合は、乙は、当該書面の条件に従い、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供を終了することができるものとします。
 - (1) 「機械」の自然消耗度合いまたは老朽度合いが著しいため、良好な状態の維持が困難と乙が判断した場合。
 - (2) 「機械」に使用される感光体、部品またはトナーの製造中止等により、「パフォーマンス」の提供が困難であると乙が判断した場合。
 - (3) 前二号の他、「パフォーマンス」の提供に困難な相当の事由がある場合。

第19条 (秘密保持)

1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上および技術上の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、この限りではありません。
 - (1) 知得時に、すでに公知であった情報。
 - (2) 知得後、自己の責によらず公知となった情報。
 - (3) 知得時に、すでに自己が保有していた情報。
 - (4) 知得後、当該情報に触れることなく自己が独自に開発した情報。
 - (5) 知得後、自己が第三者より正当に取得した情報。
2. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」に対して、前項に定めるこの義務と同様の義務を負わせるものとします。

第20条 (免責)

1. 乙は、天災地変、交通インフラの遮断等による不可抗力による本契約上の義務の履行遅延、不履行について、その責任を負いません。
2. 乙は、「機械」の故障および「パフォーマンス」実施による業務停滞、機会損失等の結果について、その責任を負いません。

第21条 (契約の譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の事前の承諾なく、本契約にかかる契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡し、担保に供する等いかなる処分をしてはならないものとします。

第22条 (解除)

1. 甲が次の各号の一にでも該当した場合は、甲は、期限の利益を喪失し、直ちに「パフォーマンスチャージ」その他乙に対して負担する金銭債務を支払うものとします。また、この場合、乙は、直ちに「パフォーマンス」の提供を停止することができるものとし、あるいは、催告および自己の債務の履行を提供しないで、本契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1) 「パフォーマンスチャージ」その他本契約から生ずる金銭債務の支払いを怠った場合。
 - (2) 第8条、第9条、第10条、第11条に違反した場合。
 - (3) 前各号の他、本契約違反に関し30日の予告期間をもって書面でも催告されたにもかかわらず、当該期間にかかる違反を是正しない場合。
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または、民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは

- 競売を申し立てられ、または自ら申し立てをした場合。
- (5) 監督官庁より、事業の停止または事業免許もしくは事業登録の取り消し処分を受けた場合。
 - (6) 資本の減少、事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をした場合。
 - (7) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡り処分を受けた場合。
 - (8) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。
2. 乙が前項第3号から第8号の一にでも該当した場合は、甲は、本契約を解除することができるものとします。
3. 前二項に基づく解除は、解除実施者による損害賠償請求を妨げるものではありません。

第23条 (スポット保守への切替)

1. 甲は、「パフォーマンス」の提供開始から1年経過後は、乙所定の保守形態である「スポット保守」への切替を行うことができます。
2. 甲は、前項の切替を希望する場合、切替希望日の2ヶ月前までにその旨を書面にて乙に通知するものとします。乙が当該通知書面を受領した後、甲および乙は、本契約を中途解約のうえ、乙所定の書式によるスポット保守契約書を締結するものとします。
3. 前項の場合、甲は、本契約の解約時に「パフォーマンス」として貸与された感光体、トナー等を乙に返却するものとし、新たにこれらを乙より購入するものとします。

第24条 (反社会的勢力との関係排除等)

1. 甲および乙は、自己または自己の役職員が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、および「反社会的勢力」が自己の事業活動に支配的な影響力を有していないこと、ならびに本契約の履行が「反社会的勢力」の活動を支援するものではなく、またはそのおそれがないことを誓約します。
2. 甲および乙は、「反社会的勢力」を利用し、または「反社会的勢力」に対して資金、便宜の提供、もしくは出資等の関与をする等、「反社会的勢力」と関係を持つてはならないものとします。
3. 甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。

第25条 (契約期間)

1. 本契約は、「機械」への「パフォーマンス」の提供期間中効力を有するものとします。
2. 本契約終了後も、第19条(秘密保持)、第20条(免責)、第21条(契約の譲渡禁止)、第22条3項(解除)、第27条(規定なき事項)、第28条(印紙税)および第29条(管轄裁判所)の規定は、なお効力を存続するものとします。

第26条 (旧契約の終了)

本契約締結前に甲乙間において締結された「機械」の保守に関する契約(以下、「旧契約」といいます。)が存続している場合、本契約の発効をもって、「旧契約」は失効するものとします。

第27条 (規定なき事項)

本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議の上、友好的な解決を図るものとします。

第28条 (印紙税)

本契約に関連して作成された契約書に賦課される印紙税は、法令等に定める場合を除き、契約書の作成者たる甲および乙の代理人にて均等に負担するものとします。

第29条 (管轄裁判所)

本契約に関わる訴訟は、被告となる当事者の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【リモートサービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(2)で「リモートサービス」を適用しない場合(無に○がついてる場合)を除いて、適用されるものとします。

第2条 (「リモートサービス」の内容)

乙は、別表(2)記載の「機械」に対して以下の各号の内容による「リモートサービス」を提供します。

(1) カウンター自動検針サービス

本契約の「パフォーマンスチャージ」の締切日に合わせて、毎月のカウンター数値を自動検針するサービス

(2) 遠隔診断保守サービス

① 故障時自動通報

「機械」の自己診断機能により故障が検知された場合、どの箇所でのどのような故障が発生したかを乙の管理センターに自動通報するサービス

② 修理依頼通報

「機械」からのボタン操作で直接乙の管理センターへ修理依頼連絡ができるサービス

③ リモート点検

「機械」の通報情報および定期的な情報取得結果をもとに、「機械」の状態を診断するサービス

④ リモートファーム更新

インターネットを経由して乙から「機械」のファームウェアを取得し、更新するサービス

第3条 (「リモートサービス」の実施)

1. 乙は、「リモートサービス」の提供にあたり、甲乙別途協議の上、甲の使用している公衆回線もしくはインターネット環境のいずれかを利用して、これを乙の管理センターと接続するものとします。

2. 甲は、「リモートサービス」の実施に必要な事項について、乙の指示に従い協力するものとします。また、「リモートサービス」に必要な設定等を行う場合、甲は、当該設定等に必要情報を無償にて乙に提供するものとし、乙は、当該情報に基づきこれを行うものとします。

第4条 (情報の取得と利用)

1. 甲は、「リモートサービス」の提供にあたり、「機械」を特定するための機番情報、「機械」の障害に関する情報、カウンター情報、およびその他稼働に関する情報(以下、「甲の情報」といいます。)を乙が取得することに同意します。なお、「甲の情報」には、「機械」がスキャンした情報または、プリントしたデータなどの情報は含まれず、乙は、これらを取得してはならないものとします。

2. 乙、乙の関連会社および「乙の代理人」は、新製品の開発やサービスの充実、向上のため、「リモートサービス」によって知り得た「甲の情報」を取得し、利用することができるものとします。

以上

【追加サービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「追加サービス」の記載がある場合に適用されます。

第2条 (サポート内容)

乙は、「追加サービス」記載のサービス(以下、「本件サービス」といいます。

)の使用に関して以下のサポートを提供します。

- (1) 障害発生時の「本件サービス」と「機械」の障害切り分け支援。
- (2) 「本件サービス」にリビジョンアップ(バージョン番号の小数点以下の数字の変更を要す変更)が生じた際のリビジョンアップ版の提供。

第3条 (追加料金)

別表(1)の「追加サービス」欄記載の金額が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

第4条 (「追加サービス」の解約)

甲および乙は、「追加サービス」のいずれか一つまたは全部の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヵ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

以上

【フルタイムサービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「フルタイムサービス」の記載がある場合に適用されます。

第2条 (サービス内容)

乙は、別表(1)のフルタイムサービス欄に記載の時間帯に保守サービス(以下、「フルタイムサービス」といいます。)を提供します。

なお、「フルタイムサービス」には、以下の対応は含まれません。

- (1) サプライ(トナー・ペーパー)等の配送
- (2) 部品交換を伴う修理実施

第3条 (フルタイムサービス依頼方法)

乙は、本契約を締結後、速やかに「フルタイムサービス」専用の受付電話番号を甲に連絡いたします。また、甲は、「フルタイムサービス」の提供時間帯に「フルタイムサービス」の提供を依頼する場合には当該受付電話番号に連絡するものとし、乙は、当該受付電話番号を通じて受けた依頼に対してのみ「フルタイムサービス」を提供するものとします。

第4条 (追加料金)

別表(1)の「フルタイムサービス」欄記載の料金が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

第5条 (「フルタイムサービス」の解約)

甲および乙は、「フルタイムサービス」の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヵ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

第6条 (「フルタイムサービス」の解約に伴う支払)

「フルタイムサービス」が解約された場合は、甲は、乙の定める方法にて算定された最終のフルタイムサービス料金をただちに支払うものとします。

以上

ト-08

リース契約確認書

お客様が契約された会社 [貸主]

リコーリース株式会社

〒 135-8518 東京都江東区東雲1丁目7番12号

契約年月日	2016年 7月 14日
借受年月日	2016年 7月 14日
契約番号	A058863860-000

- ・お客様からお申込みをいただいたリース契約は、左記「契約年月日」欄記載の日付で成立しましたので、ご通知申し上げます。
- ・成立したリース契約の概要は本書面記載のとおりとなりますので、ご確認ください。
- ・万一、お申込み内容と本書面の内容に相違がある場合は、本書面受領後、直ちに当社までご連絡ください。
- ・本書面は「リース契約申込書(◆お客様控え◆)」と一緒に大切に保管してください。

リースは中途解約できません。

(敬称略)

ご契約者 (借主)	〒 879-0471
所在地	大分県宇佐市四日市 88-4
契約者 TEL	0978-33-1839
契約者名	尾島保彦事務所
代表者名	尾島 保彦
ご自宅	
自宅 TEL	

リース条件欄	
月額リース料 (税抜)	6,300円
消費税等	504円
リース月数	60ヶ月
総額リース料 (税抜)	378,000円
消費税等	30,240円
前払回数	回 (最終支払分より遡って充当)
リース開始日	2016年 8月 1日
リース終了日	2021年 7月 31日
支払方法	自動振替
支払日	4日
振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります	
消費税等 (円未満切捨)	消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります
下記のリース契約を解約し、その解約金を含めた契約となります	
契約番号	A040692600-000
再リース料 (年額)	7,560円 (税抜)

再リースをご希望された場合、上記金額に別途消費税等が加算された額を再リース開始時に一括にてお支払いいただきます。

リース物件の表示			
1	物件名	imaggio MP 2550RC	
	製造番号等	312680	
	月額 (税抜)	6,300円	台数 1台
	設置場所	尾島保彦事務所	
2	物件名		
	製造番号等		
	月額 (税抜)	円	台数 台
3	物件名		
	製造番号等		
	月額 (税抜)	円	台数 台
合計		1物件	1台
〈特約条項〉			

当社 本契約担当の支社・営業所

〒 812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-35

博多プライムイースト 3階

リコーリース株式会社

第一業務部 九州支援センター 統括グループ

TEL 050-3819-5216

<個人情報情報の照会・利用および登録について>

当社が加盟する個人情報機関：株式会社シー・アイ・シー
登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等につきましては、別にお渡しする「個人情報取扱に関する同意条項」をご参照ください。

万一機械の故障・事故発生の場合は、売主又は保守会社までご連絡下さい

〒 879-0471

大分県宇佐市四日市宇荒巻61-8番地NTT宇佐ビル1F

リコージャパン株式会社九州事業本部大分支社大分北営業所

TEL 0978-32-1020

領収書等の添付様式

整理番号	406
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

30-04-10	100	*12,531	■■■■■■■■■■
----------	-----	---------	------------

事業名、使途及び内容等

携帯電話料 3月分	・基本使用料	2,700円	
	・パケット定額料金	2,900円	
	・消費税	448円	合計 6,048円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (3,024 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	407
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄	<p style="text-align: center;">※※ 検針票兼ご請求書 ※※</p> <p>2018年 5月分 発行日 2018/05/12 伝票No 364196-1 コード 002-0570</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">尾島 保彦 様 (#001)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">今回検針</td> <td style="width: 33%;">5/12</td> <td style="width: 33%;">60.1</td> </tr> <tr> <td>前回検針</td> <td>4/10</td> <td>60.1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin-top: 10px;">今回使用量 0.0m³</p> <p style="font-size: small;">(前回使用量 0.2m³ 前年使用量 0.2m³)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="font-size: small;">ガス基本料金</td> <td style="text-align: right;">1,715</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">ガス従量料金</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">ガス消費税</td> <td style="text-align: right;">137</td> </tr> <tr> <td style="font-weight: bold;">ガス料金 (a)</td> <td style="text-align: right; font-weight: bold;">1,852</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">設備料金等 (b)</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="font-weight: bold;">今回ガス料金 (a+b)</td> <td style="text-align: right; font-weight: bold;">1,852</td> </tr> <tr> <td style="font-weight: bold;">本日お買上額 (c)</td> <td style="text-align: right; font-weight: bold;">0</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">前月繰越金</td> <td style="text-align: right;">1,974</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">4月分振替予定額 (5/10)</td> <td style="text-align: right;">1,974*</td> </tr> <tr> <td style="font-weight: bold;">その他ご請求残高 (d)</td> <td style="text-align: right; font-weight: bold;">0</td> </tr> <tr> <td style="font-weight: bold; border: 1px solid black;">今回ご請求額</td> <td style="text-align: right; font-weight: bold; border: 1px solid black;">1,852</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">(a)+(b)+(c)+(d)</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">おことわり 電算処理の行違い、誤りにもお詫言いかかわらず請求金額に表示される場合もございますが、その前には何卒ご査閲願います。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;"><<保安点検>> (○:適 ×:否 -:対象外 :空)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td>⑩</td> <td>⑪</td><td>⑫</td><td>⑬</td> </tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;"> ①屋外設置 ②火気までの距離 ③火気を取り扱う施設までの距離 ④燃焼停止措置 ⑤40以下 ⑥転倒・転落防止措置 ⑦バルブ閉鎖防止措置 ⑧バルブ・取扱者の資格・取扱 ⑨調剤等:居宅 ⑩調剤等:公共・おのり等の等 ⑪調剤等:消化石油加工に適合 ⑫バルブ閉鎖・流れ方向表示 ⑬マイコンB表示 ⑭マイコンSP表示 ⑮マイコンAOR表示 </p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;"> 消化石油ガス等の標準により上記の通り点検を行いましたので、ご通知申し上げず。結果の項目が不適格であるため改善措置をさせていただきます。 </p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;"><<前回分口座振替結果>></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 50%;">3月分のご請求金額</td> <td style="width: 50%;">2,225円を</td> </tr> <tr> <td>4月10日口座振替により領収致しました。</td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">(振込口座) [REDACTED]</p>	今回検針	5/12	60.1	前回検針	4/10	60.1	ガス基本料金	1,715	ガス従量料金	0	ガス消費税	137	ガス料金 (a)	1,852	設備料金等 (b)	0	今回ガス料金 (a+b)	1,852	本日お買上額 (c)	0	前月繰越金	1,974	4月分振替予定額 (5/10)	1,974*	その他ご請求残高 (d)	0	今回ご請求額	1,852	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月分のご請求金額	2,225円を	4月10日口座振替により領収致しました。	
今回検針	5/12	60.1																																																									
前回検針	4/10	60.1																																																									
ガス基本料金	1,715																																																										
ガス従量料金	0																																																										
ガス消費税	137																																																										
ガス料金 (a)	1,852																																																										
設備料金等 (b)	0																																																										
今回ガス料金 (a+b)	1,852																																																										
本日お買上額 (c)	0																																																										
前月繰越金	1,974																																																										
4月分振替予定額 (5/10)	1,974*																																																										
その他ご請求残高 (d)	0																																																										
今回ご請求額	1,852																																																										
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬																																															
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																															
3月分のご請求金額	2,225円を																																																										
4月10日口座振替により領収致しました。																																																											
事業名、使途及び内容等	事務所ガス代 3月分																																																										
あん分による充当の場合	あん分の率 (50%) あん分による政務活動費の充当額 (1,112 円)																																																										
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 (円)																																																										

領収書等の添付様式

整理番号 408

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証(口座振替払用)

印紙税申告
付につき
税務署承認

下記金額を口座振替により領収いたしました。
ありがとうございます。

供給地点特定番号 09-0000-1349-8651-0000-0000			
ご契約名義 オシマ ヤスヒコ 様			
30年4月分	領収金額 円 12,882		
燃料費調整額 円 -499	再エネ賦課金 円 1,230		
延滞利息 円 0	消費税等相当額 円 954		
ご契約アンペア kVA-kW 60	ご使用量 kWh 466	推定 ご使用量 夜間	昼間 (昼間用) 夜間 (夜間用)
種別 ティントウ	ピーク		
取扱金融機関名 *****	口座番号 *****		
お客さま番号		振替月日	翌月分振替月日
0452111404000135631		416	517
ご使用期間 3月 5日 ~ 4月 3日			

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面もご覧ください。
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-8)

電気料金領収証(口座振替払用)

印紙税申告
付につき福岡
税務署承認済

下記金額を口座振替により領収いたしました。
ありがとうございます。

供給地点特定番号 09-0000-1349-8751-0000-0000			
ご契約名義 オシマ ヤスヒコ 様			
30年4月分	領収金額 円 5,961		
燃料費調整額 円 0	再エネ賦課金 円 0		
延滞利息 円 0	消費税等相当額 円 441		
ご契約アンペア kVA-kW 12	ご使用量 kWh 0	推定 ご使用量 夜間	昼間 (昼間用) 夜間 (夜間用)
種別 ティンリヨク	ピーク		
取扱金融機関名 *****	口座番号 *****		
お客さま番号		振替月日	翌月分振替月日
0452111404000135751		416	517
ご使用期間 3月 5日 ~ 4月 3日			

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面もご覧ください。
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

事業名、使途及び内容等	事務所電気料 (電力) (電灯)4月分 上記のうち60%は11,305円
あん分による充当の場合	あん分の率 (50%) あん分による政務活動費の充当額 (5,652 円)
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 (円)

整理番号

409

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

尾 島 保 彦 様

金額 3,000円

但、福島原発震災情報連絡センター年間機関誌購読料として
上記正に領収いたしました

2018年4月18日

福島原発震災情報連絡センター
東京都江東区大島9-4-2-1207 中村まさ子



事業名、使途及び内容等

福島原発震災情報連絡センター機関誌年間購読料

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	4/0
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

30-04-20 家の光 *906円/7カリ

事業名、使途及び内容等

家の光購読料 4月号

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 411

領収書その他の証拠書類の添付欄

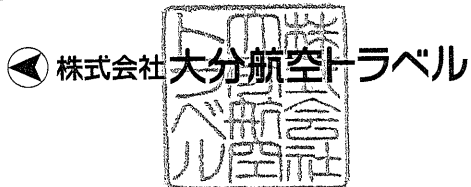
№ 145949 **領 収 書**

オジマ ヤスヒコ 様

収 入
印 紙

合計金額 ¥42300

件 名	摘 要	金 額
宿泊代	4/25-26 大分//東京	¥42,300



上記金額有難く領収致しました。

30年 4月 24日

- 本社・大分営業所
大分市金池町2丁目1番3号 TEL (097) 536-0101
(レインボービル3F)
- 県庁内営業所
大分市大手町3丁目県庁1F TEL (097) 533-1900



事業名、用途及び内容等

県外調査 旅費

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

領収書等の添付様式

整理番号 412

領収書その他の証拠書類の添付欄

一般財団法人 空港環境整備協会

大分事務所

TEL 0973-68-1158

領収証

精算機 #02	A 精算No.000130
発券機 #01	発券No.019534
入庫時刻	2018年 4月25日(水) 08:22
出庫時刻	2018年 4月26日(木) 19:42
駐車時間	1日 11:20
駐車料金	A料金 1,000円
=====	
合計	1,000円
現金領収額	1,000円
お預り	1,000円
お釣り	0円

またのご利用をお待ちしております。

事業名、用途及び内容等

県外調査のための大分空港駐車料金

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

政務活動費（県外・海外）調査研究報告書

会派名 県民クラブ

日 程	平成30年 4月25日（水）
場 所	衆議院議員会館 1-2 会議室
相手方	自治体議員立憲ネットワーク学習会
参加議員 氏 名	玉田輝義、尾島保彦、後藤慎太郎
目的・内容 ・成果等	<p>（目的）</p> <p>「立憲主義」「平和主義」「地方分権」を尊重する自治体議員として、地元自治体で活動を進めていくための資質向上を図るため、現在の国政の状況について認識を深め、自治体議員として何ができるか等について意見交換を行った。</p>
	<p>（内容）</p> <p>1. 枝野幸男立憲民主党党首から報告があった。</p> <p>◎憲法改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安倍改憲勢力とどう戦うのかについて、この1～2か月位で相当状況が変わった。ほぼ終わった話になりかけている。ここから発議できるような回復力を持っているとは思えない。でも油断はしてはいけない。 ・実は発議をされてしまったてはおしまいだ論と、いやそうじゃない論と意見が分かれてる。小林よしのりは発議させてしまったらおしまい論。私は違うというか半分違う。発議をしても否決されるという恐怖を与えない限りは止まらない。我々が国民投票を怖がっているようでは逆に止まらない。発議しても否決されそうだとした時に初めて発議が止まると思う。 ・したがって発議させても止められるための構造をどう作っていくのかというのが戦略。立憲民主党は9条を含め改正なら反対しないという立ち位置だ。9条に指一本触らせないという姿勢ではマジョリティーになるだけのパワーはない。国民投票で負ける。つまり、良く変わるなら変えたらいいじゃないと思っている人たちまで巻き込んで、その人たちも安倍のやっていることはダメとなった時に、どう考えたって国民投票は否決だよという状況が作れるということ。

・憲法についての戦略は今私を作っているのがこれが党の基本的な対抗戦の戦略だということ。そして役割分担で山尾さんに立憲的9条改憲論を言わせている。彼女は、9条は今のままよりは自衛隊が集団的自衛権行使できないように明文化することの方がベターという論理的正論を言うが、党は今の政治状況でリアリティーがないんだから土俵には乗らないという使い分けをしている。

◎2019年選挙について

・選挙に向けた戦略。参議院選挙は、一人区はいずれにしろ3年前と同じように一本に絞るしかないと思っている。しかし棲み分けが3年前より難しい。

・統一地方選挙は地域ごとの事情、体力の違いでやっていくしかない。私は、候補者は厳選すべきと思っている。立憲の公認又は推薦とるなら本籍はっきりさせてもらう。ちなみに参議院選も同じ。完全無所属、両党の真ん中、両党推薦みたいな話に乗る気は全くない。

2. 新外交イニシアティブ事務局長の猿田佐世さんから、「沖縄辺野古基地問題とアメリカ議会へのロビー活動報告」と題して講演があった。

・日本は核兵器禁止条約を批准しなかった。要するに日米同盟にしか頼っていないということ。トランプ大統領は小型核を開発して実際使えるようにしようと発表した。これに民主党から激しい反発があり、共和党も批判が出ているが、日本の外務大臣が真っ先に支持した。

・今の外交問題について辺野古基地建設について日経新聞の調査ですら計画を見直すべきだという声が過半数、安保法制も評価しないが過半数、原発の再稼働について日経新聞の調査でも58%が反対、憲法9条改正について改正したいというのは35%。

・日本の外交の現状として、今まで70年間続いてきている日米安全保障体制を主軸とした日本の外交政策と言うのは、核問題も沖縄問題も現状維持への絶対的な信仰がある。日米安保同盟への過度な依存。

・この過度な依存の中に、沖縄の基地問題があり原発問題がある。

・しかし世論は今の政権が進める方向に賛成していない。外交にもっと民意を反映しなくてはならない。民意と現実が違っている中、現実を民意に近づけるために具体的な政策を提案すべきだ。外交は相手があるだけに具体的な提案をすることが必要だ。また一部の人の手による外交を変えていくこと。国境を超えたネットワークをつくっていくことも重要。

・アメリカには日本に関心を持つ人は非常に少ない。日本からアメリカに対して日本の世論を伝えるのは日本大使館、大企業、大メディア、保守的な政治家だがそこには沖縄の声は存在しない。

・アメリカ側は日本に関心がないので米政府の中の国防総省の日本担当だけが日本の事を考えているが、日本政府と仲良くやっていく専門家がメディアに話をしてそれがアメリカの声として日本のメディアに載っていく。

・沖縄の問題は今大変厳しい状況になってきているので、物心両面から支えていかなければならない。今、私たちがやっていることは安全保障の面からみても全然問題はない。

・そのことを具体的にアメリにぶつけて、アメリカの中でも理解を広げていって、結局嫌がっているのは日本政府だけで、アメリカは変えてもいいという状況を作り出していく。辺野古に基地ができなくても日本の外交安全は守られていくから心配しないで反対運動をどんどん一緒に頑張ってもらいたい。

(成果)

沖縄の基地問題は、沖縄だけの問題ではなく、「地方自治」の問題だと深く認識する必要がある。特に日出生台演習場で日米合同訓練が毎年のように行われている大分県にあっては、まさに大分県の地方自治の大きな問題だという事を我々地方議員が深く認識することが大切だと思う。

※ 海外の場合、行程表、詳細報告等を添付すること。

※ 調査研究、要請陳情活動等を行った場合に作成し、添付すること。

領収書等の添付様式

整理番号	413		
領収書その他の証拠書類の添付欄			
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">30-04-20 100 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">*2,382 (R)リコー株式会社 </div> </div>			
事業名、用途及び内容等			
コピー機使用料 3 月分			
あん分による充当の場合			
あん分の率 (50%)			
あん分による政務活動費の充当額 (1,191 円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額 (円)			

領収書等の添付様式

整理番号	414
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

30-04-27 | 150 |

*67,648 | 定額送金

事業名、使途及び内容等

事務所家賃 5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (33,824 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

建物賃貸借契約書
(店舗・事務所用)

平成 23 年 7 月 30 日

尾島 保彦 様

重要事項説明書 (賃貸借用)

平成23年7月30日

尾島 保彦 殿

下記の不動産について、宅地建物取引業第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

免許証番号 大分県知事 (5) 第 2176 号
事務所所在地 宇佐市大字四日市 2 [REDACTED]
商号 (名称) 有限会社 川島不動
代表者氏名 代表取締役 川島英

説明をする宅地建物取引主任者 大分県知事 第 2587 号 氏名 川島英子

物件の表示	所在地	宇佐市大字四日市 88-4					
	種類	事務所					
	名称・構造 面積	(建物の名称)	(構造)	階建 号室			
貸主 (住所・氏名)		[REDACTED]					
		法令及びその他の制限等 賃貸契約書に準ずる					
条 件	賃料	月額	¥67000 - 円	設 備	ガス	都市・LP・メーター	(専・割当)
	共益費	月額	28 円		水道	公・私営・メーター	(専・割当)
	駐車場	月額	2台 28 円		電気	メーター	(専・割当)
	敷金		0 円		台所	専用・共用	
	保証料	(初回)	円		便所	水洗・汲取	(専・共)
	保険	(2年更新)	円		排水	有・無	
			円		浴室	有・無、専・共、浴槽	(有・無)
	用途	住居 事務所			電話	設置	(可・不可)
	契約期間	2年 (更新 可・不可)			下水	公 浄化槽・汲取	
	入居人員	名 (子供 可・不可)			エレベーター	有・無	
	畳・建具等取替費用の負担	借主・貸主折半			冷暖房	有・無	
	その他				駐車場	無・有 (駐車料金 円)	
使用上の制限		ペット飼育不可			その他		

供託所等	宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	(社)全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区東神田1丁目10番5号
	所属地方本部の名称・所在地	大分本部 大分市顕徳町2-4-15
	弁済業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区大手町1丁目3番3号
筆名の委託先	氏名 (商号・名称)	TEL
	住所 (主たる事務所の所在地)	

上記物件の説明を受けました。契約成立時に仲介手数料として賃料の1ヶ月分を支払うことを承諾致しました。

氏名 尾島 保彦

(賃貸借料)

第 4 条 賃貸借料 (家賃) は 1 ヶ月金 ¥67,000 - 円也

(うち消費税額: 込 円とし、毎月 末 日までに 翌月分を

(銀行振込・甲への持参・集金人払い) の方法により支払う。なお、契約時の賃貸借料及び共益費等は 1 ヶ月 30 日とした日割計算とする。

銀行振込の場合

銀行	支店	預金	口座番号	名義人
■	■	■	■	■

* 「振込手数料」は乙の負担とする。

(敷 金)

第 5 条 乙は敷金として金 ¥0 - 円也を甲に支払うものとする。

2 敷金は、乙が契約終了にともなう建物の明渡しを完了した場合において、未納の賃貸借料、延滞損害金、違約金及び第 18 条の建物明渡しにおける乙の負担すべき費用その他甲の受領すべき金銭を控除したのち返還される。

この場合、不足が生じたときは、乙は直ちにその不足額を納付しなければならない。

3 乙は前項の場合以外、敷金をもって賃貸借料その他、本契約に関する支払いに充当することはできない。

4 敷金は利子を付けない。

(諸 費 用)

第 6 条 乙は契約期間中、賃貸借の外に次の各号に掲げる費用を負担する。

(1) 共益費 月額金 込 円也 (うち消費税額: 円)

(2) 駐車場 月額金 2 台込 円也 (うち消費税額: 円)

(3) その他 () 月額金 円也

(4) 町費等の町内の出資に関する費用。

(5) 電気・水道、ガス代等その他建物の使用上生じた費用で、当然乙の負担と認められるもの。

(賃貸借料等の改定)

第 7 条 甲は次のいずれかに該当する事項で、その必要があると認められるときは賃貸借料、敷金、共益費及び駐車料の額の改定を行うことができる。

(1) 物価及び近隣の建物賃貸借料等に変動が生じたとき。

(2) 公租公課および建物の維持管理費用、火災保険料、地代等に変動が生じたとき。

(3) 建物および付属施設に改良が施されたとき。

(公租公課)

第 8 条 建物に関する公租公課は、甲の負担とする。

(賃借人の善管義務)

第 9 条 乙は善良な管理者の注意をもって建物を保全し、使用しなければならない。

2 乙は自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等の故意・過失により、建物及び設備等を故障・破損、滅失させたときは、その賠償をしなければならない。

(賃貸人の承諾を必要とする事項)

第 10 条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の定める書面による承諾を得なければならない。

(1) 建物を第2条の使用目的以外に使用しようとするとき。

(2) 賃貸物件への看板、掲示板、広告標識等の設置等、施設及び敷地の原状を変更しようとするとき。

(3) 建物の増改築、模様替え、造作物の設置等、施設及び敷地の原状を変更しようとするとき。

(4) 連帯保証人を変更しようとするとき。

(賃借人の届出事項)

第 11 条 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって届け出なければならない。

(1) 乙がその住所、商号、代表者その他商業登記事項、若くしは、連帯保証人が住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。

(2) 連帯保証人が死亡又は解散したとき。

(3) 建物が破損したとき、又はそのおそれがあるとき。

(4) 乙が引続き1ヶ月以上使用しなくなるとき、又は現に建物を使用していないとき。

(禁止事項)

第 12 条 乙は予め甲の書面による承諾を得ることができなければ、次の行為をしてはならない。

(1) この契約による権利を他に譲渡すること。

(2) 乙が自己の費用で設備した造作物等を第三者に譲渡すること。

(3) この契約による権利を担保に供すること。

(4) この契約による賃貸物件の全部、又は一部を第三者に転貸、営業の委託もしくは名義貸等をするとき。

(5) この契約による賃借物件内に居住し、又は人を居住させること。

(解約予告)

第 13 条 甲又は乙は、本契約を解約しようとする場合、それぞれ次の各号によるとともに、立会人を通じて相手方に通知しなければならない。

- (1) 甲においては、解約するについての正当な事由がある場合は、解約日
(建物の明渡し) 前3ヶ月以上の猶予期間をおき予告すること。
- (2) 乙においては、解約日(建物の明渡し) 前1ヶ月以上の猶予期間をおき
予告すること。

(緊急解約)

第 14 条 乙が前条第2項に違約して退居しようとする場合は(緊急解約)、解約予告通知のときから1ヶ月分の賃貸借料相当額を負担しなければならない(日割計算)。ただし、既納分を差引く。

(契約解除権)

第 15 条 甲は乙が次のいずれかに該当するときは、何ら催告をすることなく、本契約を解除できるものとする。

- (1) 賃貸借料を2ヶ月分以上滞納したとき。
- (2) 第9条から第12条までの条項に違反したとき。
- (3) 環境及び共同生活の秩序・平穩等を阻害する行為を反覆したとき。
- (4) 建物又は共同施設等を故意に滅失又は破損させたとき。
- (5) 乙が1ヶ月以上行方不明となり、第9条第1項の義務が果されないとき。
- (6) 反社会的と認められる団体、(暴力団、過激な政治活動集団等)の構成員として、建物及びその周辺において、警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき。

(行方不明の場合の処置)

第 16 条 前条第5号の場合、甲は連帯保証人及び立会人の立会いの上、乙の負担で什器、備品等その他の所有物を適宜な方法により任意の場合の場所に保管し、その後

1ヶ月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄する。

(修 理)

- 第 17 条 建物の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎等にして、本契約の使用目的を達成するのに支障のある損傷又はそのおそれのある場合は、甲の費用負担とするが、その他の損傷は乙の費用負担とする。
- 2 乙は前項の損傷を発見した時は、速やかに甲に通知し修理の実施を求めるものとする。
- 3 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ乙が損害を受けても甲はこれを負担しない。但し、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らが甲の費用負担に於て応急修理を行う場合、甲に連絡のうえ、必要最小限度の範囲内に於て修理しなければならない。
- 4 乙の故意又は過失に基づく事由による修理、及び乙所有の造作、設備に対する修理は乙が費用を負担するものとする。

(建物の明渡し)

- 第 18 条 乙は、本契約の期間満了、中途解約、解除にともなう建物の明渡しを行う場合、次の各号に従わなければならない。乙が次の各号の義務を履行しないときは、甲は乙の費用でこれを行うことができる。
- (1) 第10条第3項に基づき原状を変更した場合における原状回復。ただし、甲が原状の回復を希望しない場合は、現況のままとする。
- (2) 乙の破損又は汚損による建具、壁、付属部品等の修復。
- 2 本契約における建物明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。
- (1) 乙が入居時に搬入したすべての家財・物品等の搬出。
- (2) 建物内外の清掃及びゴミ・汚物等の撤去・処理。
- (3) 退去にともなう電気、水道、ガス代等の代金精算手続き及び鍵の返還。

3 乙が建物の明渡し予定日経過後も前項の行為を完了しない場合は次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

(1) 予定建物明渡し日より建物明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃貸借料等の1.5倍に相当する損害金。

(2) 明渡し遅延による損害を受けた者に対する損害金。

4 乙は建物の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求ならびに乙の付加した造作物その他について、買い取り等の請求をしてはならない。

(天災及び火災)

第 19 条 建物が火災、地震その他の天災により滅失したとき、本契約は終了し、敷金は返還される。但し、乙の故意・過失による場合は敷金は返還されない。

(延滞損害金)

第 20 条 乙は本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、日歩10銭(1万円につき1日10円)の割合による延滞損害金を支払う。

(賃貸人の立会い)

第 21 条 甲は緊急事態の発生及び建物の維持管理上必要があると認められるときは、建物内に立入ることができる。

(協 議)

第 22 条 本契約に定めのない事項が発生したときは、法規及び一般慣習によるとともに、甲乙協議を行うものとする。

(連帯保証人)

第 23 条 連帯保証人は、乙と連帯して、この契約に基づく一切の債務について履行の責を負う。

- 2 連帯保証人は、本契約の法定更新を含む更新がなされた後も、連帯保証人において、ただちに異議申立がなされない場合、引続きその責を負う。
- 3 甲は連帯保証人が死亡又は解散したとき、その他甲において必要と認めるときは、その変更又は追加を求めることができる。

(管轄裁判所)

第 24 条 本契約に関する訴訟は、建物の所在地を管轄する裁判所で行うことを甲乙とも承諾する。

「特約事項」

1.本賃貸借契約は、現状有姿の契約とし、敷金については預からないものとする。

この契約の締結を証するため本契約書を保有する。

通を作成し、当事者記名押印の上、甲乙各巻通

平成23年7月30日

甲（貸貸人）

住所

氏名

乙（賃借人）

本籍

現住所

氏名

尾島保彦

連帯保証人

住所

氏名

勤務先

乙（賃借人）との関係

連帯保証人

住所

氏名

勤務先

乙（賃借人）との関係

友人

仲介業者

免許番号（建設大臣）大分県知事(5)第2176号

事務所所在地 大分県宇佐市大字四日市249番地の

商号（名称） 有限会社 川島不動

代表者氏名 取締役 川島英

取引主任者

登録番号 登録番号 熊本県知事第7246号

氏名 取引主任者

仲介業者

免許番号（建設大臣・

知事）（ ）

事務所所在地

商号（名称）

代表者氏名

取引主任者

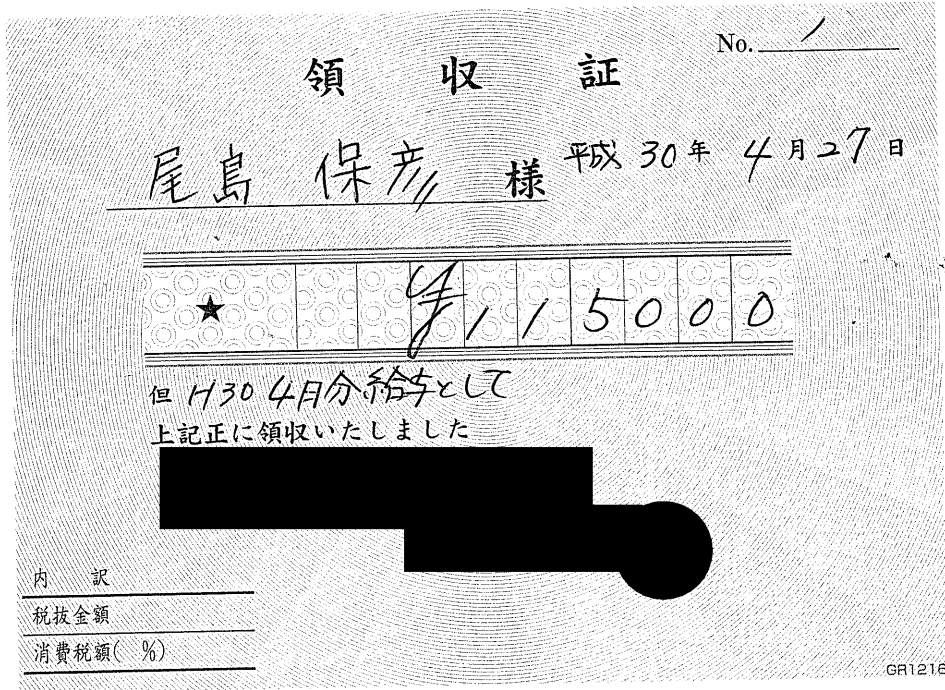
登録番号（ ）知事 第 号

氏名

領収書等の添付様式

整理番号	415
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、用途及び内容等

事務員給料 4月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (57,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

雇用契約書

氏名	██████████	生年月日	██████████
住所	██		
連絡先	████████████████████	緊急時 連絡先	████████████████████

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	平成27年 4月 30日 ~ 平成31年 4月29日
就業場所	〒879-0471 宇佐市大字四日市88-4
業務内容	政務活動 議会・議員活動資料作成、整理
就業時間	午後 1時00分 ~ 午後 6時00分
休日	土・日・祭日 及び 年末年始（1週間）、盆休み（3日間）
給与（賃金）	月給 ・ 日給 ・ <u>時給</u> 1,000円
給与支払方法	<u>当月</u> ・ 翌月 月末 日 支払 （25日 締切）現金
給与振込先	銀行 支店 普通預金・当座預金 口座番号

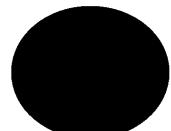
契約書は2通作成し、双方が各1通保有する。

平成27年 4月29日

雇用者 会派名 県民クラブ
代表者名 尾島 保彦

被雇用者 氏名

██████████



整理番号 416

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証 No. 030-01400 領収日 30年4月30日

おじま 保彦事務所 様

銘、柄	部数	金額	合計
大分合同新聞	1	3,093	3,093 円
			30年 4月分
上記金額領収致しました。			
銀行自動振込できます。			



大分合同新聞 四日市プレスセンター
重松 孝二
TEL 33-5547 宇佐市大字石田126-5

本領収書に書かれたお客様の個人情報は、当プレスセンター(販売店)において適切に管理し、新聞等の配達・集金、デリバリー、プレスセンターからの各種ご連絡、新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

毎度ご愛読ありがとうございます。

事業名、使途及び内容等

大分合同新聞購読料 4月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 417

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

No. 399

領収日 30年4月30日

四日市88-4

尾島 保彦 様

銘	柄	部数	金額	合計
西日本新聞		1	3,093	3,093 円
				30年 4月分
				上記金額領収致しました。
				銀行自動振込できます。

西日本新聞 長洲・四日市販売店
 日本経済新聞 長洲販売店
 朝日新聞 長洲販売店

ご購入についてのご意見
 ご要望は、左記の販売店
 までご連絡ください。

代表 渡 津代志

宇佐市大字長洲1735 電話 38-3251



毎度ご購入ありがとうございます。

事業名、使途及び内容等

西日本新聞購読料 4月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 418

領収書その他の証拠書類の添付欄

 **毎日新聞**  **領 収 証**

39 0130 - 00 **尾島保彦 様**

宇佐市四日市 尾島保彦事務所

銘 柄	部数	金 額	消費税
毎日新聞	1	2864	229

合 計
¥3,093

消費税を含む
毎度ご購入有難うござ
います。H30 4月30日

法鏡寺・四日市南・天津南販売店
宇佐市大字関 8 4 (徳光弘文)
TEL 33-2117

毎日新聞
平成 30 年 04 月分
領 収 印

事業名、使途及び内容等

毎日新聞購読料 4月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円)

一部のみ打切り充当した場合

政 務 活 動 費 充 当 額 () 円)

領収書等の添付様式

整理番号 419

領収書その他の証拠書類の添付欄

尾島 保彦



新聞・雑誌名
日刊「しんぶん赤旗」

部数 金額
1 3,497

3,497 円

2018 年 4 月分

上記の金額たしかにいたしました。
ありがとうございました。

〒874-0910
別府市石垣西8丁目2-31
日本共産党北部地区委員会
TEL 0977-22-6576

領収日 4/30 扱者

事業名、使途及び内容等

赤旗新聞購読料 4月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 尾島 保彦



【平成 30 年 4 月分】

		自動車登録番号			
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先		領収書 番号
4月6日	39	5,343	ニュー丸栄石油 大分宇佐SS		1
4月13日	37	5,069	ニュー丸栄石油 大分宇佐SS		2
4月23日	35.7	4,890	ニュー丸栄石油 大分宇佐SS		3
計	/	15,302	…①		/
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	73,169 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	74,834 km…③	
当該月の 総走行距離 (km)	1,665 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	666 km…⑤	
	按分率⑥ (⑤/④)	0.4000	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	6,120 円 …⑦	

- 注 1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ



【平成30 年 4 月分】

議員名 尾島 保彦

①

ENEOS

納品書(領収書)

2018年04月06日 11:12

売上
YASUHIKO OJIMA 様
2-060022-0400X-XXX
ENEOSカード S
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-02
39.00L 137円 ¥5,343
(内ガソリン税53.80円 ¥2,098)
合計 ¥5,343
(内消費税等(8.00%) ¥396)
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0040116
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。
ENEOSポイント残高: 3,354P
ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイントは次回以降のご利
用代金明細書に反映されます。

ニュー丸栄石油 株式会社
大分宇佐SS
大分県 宇佐市
大字山下1222-1
TEL:0978-33-5021 SS-060022
レポートNo 5657-01 デーNo6106-6108
外通番17-53076
01 2018/04/06

②

ENEOS

納品書(領収書)

2018年04月13日 19:41

売上
YASUHIKO OJIMA 様
2-060022-0400X-XXX
ENEOSカード S
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
37.00L 137円 ¥5,069
(内ガソリン税53.80円 ¥1,991)
合計 ¥5,069
(内消費税等(8.00%) ¥375)
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0070853
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。
ENEOSポイント残高: 3,608P
ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイントは次回以降のご利
用代金明細書に反映されます。

ニュー丸栄石油 株式会社
大分宇佐SS
大分県 宇佐市
大字山下1222-1
TEL:0978-33-5021 SS-060022
レポートNo 1282-01 デーNo4536-4538
外通番17-53745
019 2018/04/14

③

ENEOS

納品書(領収書)

2018年04月23日 11:57

売上
YASUHIKO OJIMA 様
2-060022-0400X-XXX
ENEOSカード S
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-10
35.70L 137円 ¥4,890
(内ガソリン税53.80円 ¥1,921)
合計 ¥4,890
(内消費税等(8.00%) ¥362)
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0042487
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。
ENEOSポイント残高: 3,608P
ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイントは次回以降のご利
用代金明細書に反映されます。

ニュー丸栄石油 株式会社
大分宇佐SS
大分県 宇佐市
大字山下1222-1
TEL:0978-33-5021 SS-060022
レポートNo 5835-02 デーNo5169-5171
外通番17-54609
005 2018/04/23

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【平成30年 4月分】

自動車登録番号



日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
3	政策制度に関する要望書提出・是永市長との意見交換	自宅	宇佐市役所			自宅	20 km	
6	道路改良要望と意見交換	自宅	宇佐土木事務所			自宅	20 km	
18	宇佐市内の治安・交通事故発生等についての調査	自宅	宇佐警察署			自宅	20 km	
19	食品企業連携産地拡大推進事業の加工用機械に対する助成措置について調査	自宅	県庁			自宅	126 km	
20	政務活動費報告まとめ提出	事務所	県庁			自宅	120 km	
24	政務活動費報告修正分提出	事務所	県庁			自宅	120 km	
25	県外調査 東京（往路）	自宅				大分空港	60 km	
26	県外調査 東京（復路）	大分空港				自宅	60 km	
27	政務活動費報告修正分提出	事務所	県庁			自宅	120 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							666 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 県民クラブ

議員名 尾島 保彦



平成30年 4月 1日

大分県議会 議長 殿

平成 30年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 県民クラブ

議員名 尾島 保彦



政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (km)
1				平成27年4月	平成30年4月27日	20
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1				平成16年3月	平成31年4月17日	15
---	--	--	--	---------	------------	----

- 主1 毎年度4月1日現在で作成すること。
- 2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。
なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。
- 3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン1ℓ当たりの概ねの走行距離(km)を記載すること。

政務活動費支払証明書 (公共交通機関用)

(単位:円)

【平成30年4月分】

日	目的	発	目的地1	目的地2	目的地3	着	鉄道	バス	その他	計	備考	
25	県民クラブ県外調査	羽田空港	浜松町駅	東京駅	国会議事堂前駅	衆議院会館	820			820		
26	県民クラブ県外調査	赤坂駅	有楽町線 東京事務所	有楽町駅	上野駅 ループ	羽田駅	990			990		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
										0		
計								1,810	0	0	1,810	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 県民クラブ
証明者名 尾島 保彦



政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ
議員名 尾島保彦

【平成30年 5月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)											領収番号	備考					
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	人件費	その他								
	前月繰越		0	△ 11,420															501			
1	事務所上下水道代3月分		810	△ 12,230											810						502	
1	タイヤ交換・オイル交換代		14,160	△ 26,390																		503
1	パソコンプリンター用インク		540	△ 26,930																		504
1	ゆうパック送料代		890	△ 27,820																		505
1	事務所電話代4月分		4,446	△ 32,266																		506
2	ETC利用料金		3,100	△ 35,366					3,100													507
2	乗用車リース料5月分		30,350	△ 65,716																		508
7	コピー機リース料5月分		3,402	△ 69,118																		509
10	携帯電話料4月分		3,024	△ 72,142																		510
10	事務所ガス代4月分		987	△ 73,129																		
15	概算委託料	200,000	0	126,871																		
17	事務所電気代(電力電灯)5月分		5,650	121,221																		511
21	家の光購読料5月分		617	120,604												617						512
21	コピー機使用料4月分		2,255	118,349																		513
30	事務所家賃6月分		33,824	84,525											2,255							514
31	大分合同新聞購読料5月分		3,093	81,432												3,093						515
31	西日本新聞購読料5月分		3,093	78,339												3,093						516
31	毎日新聞購読料5月分		3,093	75,246												3,093						517
31	赤旗新聞5月分		3,497	71,749												3,497						518
31	事務所上下水道代4月分		810	70,939													810					519
31	事務所電話料5月分		4,464	66,475																		520
31	事務員給料5月分		47,500	18,975																		521
31	5月分自動車燃料代		2,745	16,230																		
			0	16,230																		
			0	16,230																		
			0	16,230																		
			0	16,230																		
			0	16,230																		
			0	16,230																		
			0	16,230																		
			0	16,230																		
	月計	200,000	172,350	16,230	20,005	0	0	0	0	0	2,255	13,393	42,081	47,116	47,500							0

整理番号

501

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

〈上下水道使用水量検針票〉

平成30年5月分使用水量のお知らせ

検針日 30年5月14日 検針員

使用住所 宇佐市 川ノ上

方 書

氏 名 尾島 保彦 様

お客様番号 0020316984-003

メータ番号 W768

用途・口径 営業用・13mm

量水器の種類 上水

今回指針	278	m ³
前回指針(-)	273	m ³
取替水量(+)	0	m ³
今回使用水量	5	m ³

今回検針分振替日・納期限 平成30年 7月 2日

上水道	5 m ³	(1,620) 円
下水道	5 m ³	(1,080) 円

連絡事項

口座振替のお知らせ

3月分 振替日 平成30年 5月 1日

上水道	5 m ³	(1,620) 円
下水道	5 m ³	(1,080) 円

上記のとおり振替しましたのでお知らせします。
連絡先については、裏面をご覧ください。

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道代 3月分
上記のうち60%は 1620円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (810 円)


一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 **502**

領収書その他の証拠書類の添付欄



収入紙
収印

領 収 証


尾島 保彦 殿

A No 257999

金額	千	百	十	元	角	分	厘
				¥ 35400			

内 訳	11 現金	✓	12 小切手	
	13 振込		21 手形	
	22 クレジット		90 相殺	

上記の通り正に領収致しました。
平成 30 年 5 月 1 日



ネット・ヨタ大分株式会社

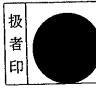
本社 大分市三橋町4番23号
〒870-0108 ☎097422-0010

本店 ☎522-0010	佐伯店 ☎96-0222
大分駅前店 ☎535-0171	三重店 ☎22-3218
府内大橋店 ☎568-0010	Z-teNEAST ☎527-5008
別府店 ☎24-7373	Z-teNわさだ ☎540-7448
宇佐店 ☎64-0220	Z-teNBEPFU ☎24-7373
津田店 ☎32-2112	Z-teNHITA ☎23-1174
中津店 ☎32-3280	Nesta ☎522-0040
日田店 ☎23-1174	

車	注文No.						
代	新 中						
	任意保険料						
保 険 料	J A F 加入料						
	任意保険料						
J A F 加入料							
修理 (部品) 代		✓					
クレジット手帳代 (/ 日分)							
回収手数料							

※ご注意

1. 金額の訂正したもの
2. 社印、及び扱者印のないもの
3. 複写で記入していないもの

扱者印 

以上は無効です。

(注)領収金額をご確認の上支払証明印をお願いします

(注)正規の保険料領収証が届いた場合には、本領収証記載の該当保険料充当額は無効です。

事業名、使途及び内容等

タイヤ交換・オイル交換代 (大分300ま1657)

あん分による充当の場合

4月分政務活動走行距離 666 km
4月分総走行距離 1,665 km

あん分の率 (0.4000)

あん分による政務活動費の充当額 (14,160 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 503

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証
屋島保彦様

NO:0201805
2018年05月01日

¥1,080- (全額現金支払)
(入金分消費税等 80円を含む)

但し、お買上レシートNo.002-09066 品代

担当

お買上店舗 ナフコ宇佐店 TEL:0978-32-2151
株式会社ナフコ
本社：福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10



お買い上明細

ホームプラザナフコ 宇佐店
2018年05月01日 12:47
担:3062037/釣井

21 キヤノン 純正インク BCI
25216936 ¥1,080

合計 **¥1,080**

* マークは、広告商品です。

ご返品の際は領収証をあわせて、
お持ち下さい。

事業名、使途及び内容等

パソコン プリンター用インク

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (540 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 504

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

毎度ありがとうございます

陸島保希 様

[証紙切手引受]
ゆうパック 80サイズ
663569396921 〒870-0022 ¥1,010

割引 (内訳) 持込 -¥120
@120 -¥120

小計 ¥890

郵便物引受合計通数 0通
ゆうパック引受合計個数 1個
課税計 ¥890
(内消費税等 ¥65)
非課税計 ¥0

合計 ¥890
お預り金額 ¥890

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時: 2018年 5月 1日 17:49
担当: [REDACTED]
発行No. 180501A8463 端P99箱01
連絡先: 四日市郵便局
TEL: 0978-32-0451

事業名、用途及び内容等

ゆうパック 政務活動費書類送付料金

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号	505
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7909-1649

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
尾島保彦事務所 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2018年5月18日発行)

2018年4月ご請求分	(2018年5月1日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	8,892円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



事業名、用途及び内容等

事務所電話料 4月分
(光電話・インターネット)

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (4,446円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 506

領収書その他の証拠書類の添付欄

-ドご利用代金明細書

2018年4月15日発行 1 / 2ページ

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 今回のご利用明細をご案内申し上げます。
 ※4月10日以後の支払方法変更・繰上返済入金分・返済分等につきましては本明細には反映されておりませんのでご了承ください。

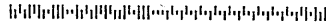
お支払日 2018年 5月 2日

ご請求金額合計

本カード契約以外に同一支払日・支払口座の弊社ご契約がある場合、既倒、または口座よりお引当しをさせていただきます。契約年のお引当しご返済の場合はお引当額が変更となります。下記ご返済日よりお支払日にお引当いたします。お引当日にお戻しください。



尾島 保彦 様



111000 D6100051A

064134629469983631

00062157#



トヨタファイナンス株式会社
 460-0003
 名古屋市中区錦2丁目 17番21号NTTアーク伏見ビル別館

東海財務局長 (10) 第00172号

お問い合わせ先 ※お問い合わせの際はお手元にカードをご用意ください。

ご利用のカード名称/カード会員番号 (V/Mex, J/CB)



金融機関
 支店番号
 口座番号
 口座名義

利用 月日	ご利用店名	ポイント	ご利用 金額 (円)	お支払 方法	金額	今回ご請求 金額 (円)	残高
	尾島 保彦 様						
21日	ETC通行料金	☆	1550	1回払	1	1550 ETC 大分 宇佐 普通車	
21日	ETC通行料金	☆	1550	1回払	1	1550 ETC 宇佐 大分 普通車	
*** ご請求金額合計 ***							

事業名、使途及び内容等

ETC利用料金 調査研究費 2回 3,100円
 (5月2日支払い分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号 507

領収書その他の証拠書類の添付欄

30-05-02 | 100 | *64,044 | トヨタファイナンス(カ)

事業名、用途及び内容等

乗用車リース料5月分 対象リース金額60,700円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (30,350 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

尾島 保彦 議員の乗用車リース料

平成27年 4月30日作成

単位:円

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計
4月	64,044	64,044	64,044	64,044		
5月	64,044	64,044	64,044	64,044		
6月	64,044	64,044	64,044	64,044		
7月	64,044	64,044	64,044	64,044		
8月	64,044	64,044	64,044	64,044		
9月	64,044	64,044	64,044	64,044		
10月	64,044	64,044	64,044	64,044		
11月	64,044	64,044	64,044	64,044		
12月	64,044	64,044	64,044	64,044		
1月	64,044	64,044	64,044	64,044		
2月	64,044	64,044	64,044	64,044		
3月	64,044	64,044	64,044	64,044		
年度計	768,528	768,528	768,528	768,528	0	3,074,112
控除対象	登録費	-48,600				
	資金管理料	0				
	自動車取得税	0				
	自動車税	-36,200	-10,000	-39,500	-39,500	
	自動車重量税	0				
	自賠償保険	-39,120				
	パールホワイト	-32,400				
	フロントフォグランプ	-10,800				
	バックモニター	-47,520				
総合計	553,888	758,528	729,028	729,028	0	2,770,472

次回車検費用や維持費用は、別途実費負担

(政務活動費対象リース金額)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計
4月	46,788	63,328	61,328	61,328		
5月	46,100	63,200	60,700	60,700		
6月	46,100	63,200	60,700	60,700		
7月	46,100	63,200	60,700	60,700		
8月	46,100	63,200	60,700	60,700		
9月	46,100	63,200	60,700	60,700		
10月	46,100	63,200	60,700	60,700		
11月	46,100	63,200	60,700	60,700		
12月	46,100	63,200	60,700	60,700		
1月	46,100	63,200	60,700	60,700		
2月	46,100	63,200	60,700	60,700		
3月	46,100	63,200	60,700	60,700		
年度計	553,888	758,528	729,028	729,028	0	2,770,472

領収書等の添付様式

整理番号	508
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

| 30-05-07 | 100 |

*6,804 | リコーリース (カ)

事業名、使途及び内容等

コピー機リース料5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (3,402 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 509

領収書その他の証拠書類の添付欄

| 30-05-10 | 100 | *11,101 | XXXXXXXXXX

事業名、使途及び内容等

携帯電話料 4月分	・基本使用料	2,700円	
	・パケット定額料金	2,900円	
	・消費税	448円	合計 6,048円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (3,024 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 511

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証(口座振替払用)

下記金額を口座振替により領収いたしました。
ありがとうございました。

印紙税申告納付につき福岡
税務署承認済

供給地点特定番号 09-0000-1349-8651-0000-0000	
ご契約名義 オシマ ヤスヒコ 様	
30年5月分	領収金額 円 12,875
燃料費調整額 円 -427	再エネ賦課金 円 1,331
延滞利息 円	消費税等相当額 円 953
ご契約アンペア KVA-KW 60	ご使用量 kWh 459
種別 テンコウ	口座番号 *****
取扱金融機関名 *****	口座番号 *****
お客さま番号	振替月日 翌月分振替月日
0452111404000135631	5:17 6:15
ご使用期間 4月4日 ~ 5月6日	

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面もご覧ください。
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

電気料金領収証(口座振替払用)

下記金額を口座振替により領収いたしました。
ありがとうございました。

印紙税申告納付につき福岡
税務署承認済

供給地点特定番号 09-0000-1349-8751-0000-0000	
ご契約名義 オシマ ヤスヒコ 様	
30年5月分	領収金額 円 5,961
燃料費調整額 円 0	再エネ賦課金 円 0
延滞利息 円	消費税等相当額 円 441
ご契約アンペア KVA-KW 12	ご使用量 kWh 0
種別 テンコリヨク	口座番号 *****
取扱金融機関名 *****	口座番号 *****
お客さま番号	振替月日 翌月分振替月日
0452111404000135751	5:17 6:15
ご使用期間 4月4日 ~ 5月6日	

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面もご覧ください。
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

事業名、用途及び内容等

事務所電気料 (電力) (電灯) 5月分
上記のうち60%は11,301円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (5,650円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 512

領収書その他の証拠書類の添付欄

30-05-21 家の光 *617(1)元

事業名、用途及び内容等

家の光購読料 5月号

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	513
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

30-05-21 | 100 |

*4,510 | RL)リコーファクス |

事業名、用途及び内容等

コピー機使用料 4月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (2,255 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 514

領収書その他の証拠書類の添付欄

30-05-30 | 150 | *67,648 | 定額送金

事業名、使途及び内容等

事務所家賃 6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (33,824 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 515

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証 No. 030-01400 領収日 30年5月31日

おじま 保彦事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
大分合同新聞	1	3,093	3,093 円
			30年5月分 上記金額領収致しました。
銀行自動振込できます。			



大分合同新聞 四日市プレスセンター

重松 孝二

TEL 33-5547 宇佐市大字石田126-5



本領収書に添付されたお客様の個人情報は、当プレスセンター(販売店)において適切に管理し、新聞等の配達・集金、テリパリー、プレスセンターからの各種ご連絡、新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

毎度ご愛読ありがとうございます。

事業名、用途及び内容等

大分合同新聞購読料 5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 516

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

No. 399

領収日 30年5月31日

四日市88-4

尾島 保彦

様

銘、柄	部数	金額	品名
西日本新聞	1	3,093	3,093 円
			30年5月分 上記金額領収致しました。
銀行自動振込できます。			

西日本新聞 長洲・四日市販売店
 日本経済新聞 長洲販売店
 朝日新聞 長洲販売店
 代表 濱 津代志
 宇佐市大字長洲1735 電話 38-3251



ご購読についてのご意見
 ご要望は、左記の販売店
 までご連絡ください。

毎度ご愛読ありがとうございます。

事業名、使途及び内容等

西日本新聞購読料 5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 517

領収書その他の証拠書類の添付欄

毎日新聞 領収証

390130 - 00 尾島保彦 様

宇佐市四日市 尾島保彦事務所

銘柄	部数	金額	消費税
毎日新聞	1	2864	229

合計
¥3,093

消費税を含む
毎度ご購読有難うござ
います。H305月31日

法鏡寺・四日市南・天津南販売店
宇佐市大字関84 (徳光弘文)
TEL 33-2117

毎日新聞
平成 30 年 05 月分
領収印

事業名、用途及び内容等

毎日新聞購読料 5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 518

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

尾島 保彦

新聞・雑誌名
日刊「しんぶん赤旗」

部数 金額
1 3,497



3,497 円

2018 年 5 月分

上記の金額たしかにいたしました。
ありがとうございました。

〒874-0910
別府市石垣西8丁目2-31
日本共産党北部地区委員会
TEL 0977-22-6576

領収日 5/31 振替

事業名、使途及び内容等

赤旗新聞購読料 5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 519

領収書その他の証拠書類の添付欄

<上下水道使用水量検針票>

平成 30年 6 月分使用水量のお知らせ
 検針日 30 年 6 月 14 日 検針員 XXXXXXXXXX

使用住所 宇佐市 川ノ上
 方 書

氏 名 尾島 保彦 様

お客様番号 0020316984-003

メータ番号 W768
 用途・口径 営業用・13mm
 量水器の種類 上水

今回指針	283	m ³
前回指針(-)	278	m ³
取替水量(+)	0	m ³
今回使用水量	5	m ³

今回検針分振替日・納期限 平成30年 7月 31 日

上水道	5 m ³ (1,620) 円
下水道	5 m ³ (1,080) 円

連絡事項

口座振替のお知らせ

4 月分 振替日 平成30 年 5 月 31 日

上水道	5 m ³ (1,620) 円
下水道	5 m ³ (1,080) 円

上記のとおり振替しましたのでお知らせします。
 連絡先については、裏面をご覧ください。

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道代 4月分
 上記のうち60%は 1620円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (810 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 520

領収書その他の証拠書類の添付欄

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(口座振替利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 0-0-7909-1649

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
尾島保彦事務所様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2018年6月17日発行)

2018年5月ご請求分		(2018年5月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)		8,929円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****	
口座番号 ACCOUNT	***	

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



事業名、用途及び内容等

事務所電話料 5月分
(光電話・インターネット)

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (4,464円)

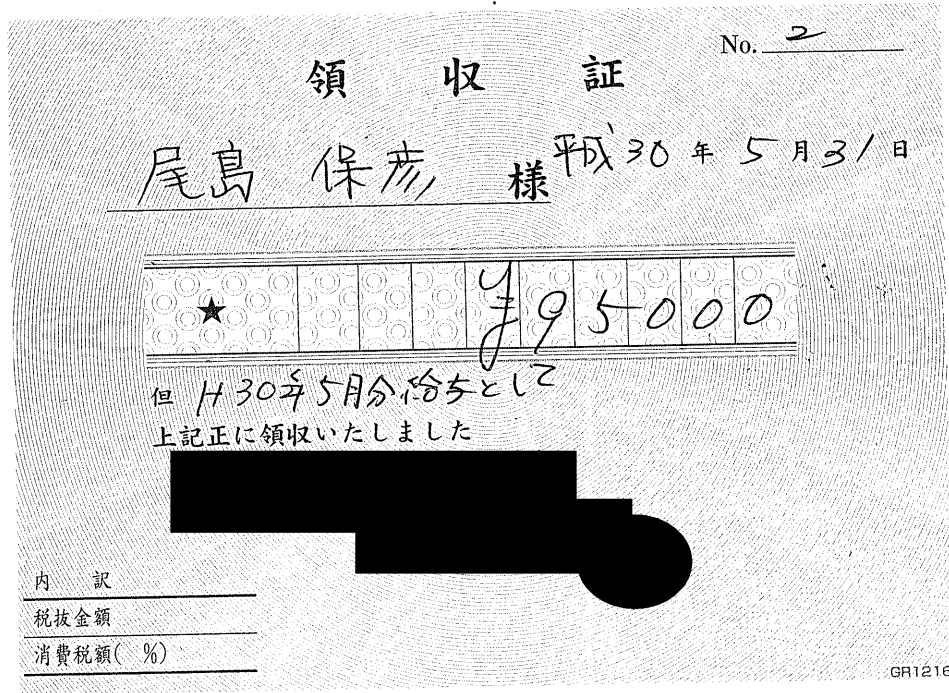
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 521

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

事務員給料 5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (47,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 尾島 保彦



【平成 30 年 5 月分】

自動車登録番号

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
5月16日	36.6	5,233	ニュー丸栄石油 大分宇佐SS	1
5月31日	13.07	1,987	新出石油セルフ大分インターSS	2
計		7,220	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	74,834 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	75,899 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,065 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	405 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.3802	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	2,745 円 …⑦

- 注 1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ



【平成30 年 5 月分】

議員名 尾島 保彦

①

領 収 証
(通発行)

No. _____

尾島保彦 様

2018年 5月16日

★ 45233-

但 L127-07112代 36.6L

上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

〒879-0474 大分県宇佐市大字山下1223-1170
ニエー丸栄石油株式会社
大分宇佐給油所
TEL 0978-33-5021
FAX 0978-33-5022

コクヨ クケ-76

②

IDEX

納品書 (領収書)

お客様からのご要望と時勢強化より方法を4月に変更致します。一部クレジット請求が早まりますが内容に誤りはありません。ご理解の程お願い致します。

2018年05月31日 17:18

ENEOSカード S 会員 様

ENEOSカード S
X-XXXXX-XXXX-001 0000

ガソリン	P-20	
13.07L	6153.00	¥2000
(内消費税)	653.80	¥703
スロット抽引	61.00	-13
12704		

合計 ¥1,987
(内消費税等 ¥147)

支払方法 1回
有効期限 XX年XX月

サイン

クレジットお買い上げ票

ご来店誠にありがとうございます!!
5種1円引きが当たりました!
2018/05/31 (8333)

新栄石油 大分大字三芳字福原1068-1
TEL097-546-7887

クレジットNo. 04-J-07

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【平成30年 5月分】						自動車登録番号	[REDACTED]	
日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
1	宇佐商工会議所青年部との意見交換	自宅	はちまんの郷 宇佐			自宅	26 km	
11	県政報告会について打合せ	自宅	宇佐市四日市			自宅	14 km	
12	辺野古の海の埋め立てを記録した映画 「戦場め止め」観賞と意見交換	自宅	さんさん館			自宅	14 km	
16	県政報告会について打合せ	自宅	ウサノピア			自宅	20 km	
18	福祉保健生活環境委員会事務調査	自宅	北部振興局			自宅	20 km	
21	荒廃農地の現地調査	自宅	宇佐市森山	布津原	森山	自宅	26 km	
22	総務企画委員会事務調査	自宅	北部振興局	富貴寺		自宅	66 km	
23	県政報告会	自宅	院内交流ホール			自宅	40 km	
26	世界温泉サミット 梶原得三郎氏講演会	自宅	ビーコンプラザ	中津市グラン プラザホテル		自宅	116 km	
29	商工振興についての意見交換	自宅	商工会館			自宅	18 km	
30	農林水産委員会事務調査	自宅	北部振興局	石和田産業		自宅	45 km	
							km	
							km	
計							405 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 県民クラブ

議 員 名 尾島 保彦



平成30年 5月 1日

大分県議会 議長 殿

平成 30年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 県民クラブ

議員名 尾島 保彦



政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (k m)
1				平成27年4月	平成32年4月30日	20
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1				平成16年3月	平成31年4月17日	15
---	--	--	--	---------	------------	----

注1 毎年度4月1日現在で作成すること。

2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。

なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。

3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン1ℓ当たりの概ねの走行距離(k m)を記載すること。

政務活動費会計帳簿

会派名	県民クラブ
議員名	尾島 保彦

【平成30年 6月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳 (使途項目別)											領収書番号	備考		
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請旅費	要請旅費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	16,230															
2	自治体議員立憲ネット政策研究会参加費		2,000	14,230	2,000														601
2	自治体議員立憲ネット政策研究会交遊会費		5,000	9,230	5,000														602
4	コピー機リース料6月分		3,402	5,828											3,402				603
4	乗用車リース料6月分		30,350	△ 24,522											30,350				604
11	携帯電話料5月分		3,024	△ 27,546											3,024				605
11	事務所ガス代5月分		926	△ 28,472							926								606
15	概算委託料	200,000	0	171,528															
15	事務所電気代(電力電灯)6月分		7,350	164,178							7,350								607
20	コピー機使用料5月分		2,395	161,783					2,395										608
21	家の光購読料6月分		906	160,877							906								609
29	事務員給料6月分		52,500	108,377											52,500				610
29	大分合同新聞購読料6月分		3,093	105,284							3,093								611
29	西日本新聞購読料6月分		3,093	102,191							3,093								612
29	毎日新聞購読料6月分		3,093	99,098							3,093								613
29	赤旗新聞6月分		3,497	95,601							3,497								614
29	事務所家賃7月分		33,824	61,777										33,824					615
30	6月分自動車燃料代		4,955	56,822	4,955														購入明細
			0	56,822															
			0	56,822															
			0	56,822															
			0	56,822															
			0	56,822															
			0	56,822															
			0	56,822															
			0	56,822															
			0	56,822															
			0	56,822															
			0	56,822															
			0	56,822															
			0	56,822															
			0	56,822															
			0	56,822															
	月計	200,000	159,408	56,822	11,955	0	0	0	0	0	2,395	13,682	42,100	36,776	52,500	0			

領収書等の添付様式

整理番号 60 /

領収書その他の証拠書類の添付欄

<h2 style="margin: 0;">領 収 書</h2>		No. _____
<h1 style="margin: 0;">尾 島 保 彦 様</h1>		
金額	<h2 style="margin: 0;">¥ 2,000.-</h2>	
但「自治体議員立憲ネットワーク九州山口政策研究集会」 参加費として		
2018年 6月 2日 上記の金額正に領収いたしました		
内 訳 _____ 税抜金額 _____ 消費税額等 (%) _____	「自治体議員立憲ネットワーク 九州山口政策研究集会」事務局 〒879-5103 大分県由布市湯布院町川南56	



事業名、使途及び内容等

自治体議員立憲ネットワーク山口政策研究集会 参加費

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打ち切り充当した場合

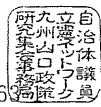
政 務 活 動 費 充 当 額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 602

領収書その他の証拠書類の添付欄

<h2 style="margin: 0;">領 収 書</h2>		No. _____
<h1 style="margin: 0;">尾 島 保 彦 様</h1>		
金額	<h2 style="margin: 0;">¥ 5,500.-</h2>	
但 「自治体議員立憲ネットワーク九州山口政策研究集会」 交流会費として		
2018年 6月 2日 上記の金額正に領収いたしました		
内 訳	「自治体議員立憲ネットワーク	
税抜金額	九州山口政策研究集会」事務局	
消費税額等(%)	〒879-5103 大分県由布市湯布院町川南56	



事業名、使途及び内容等	自治体議員立憲ネットワーク山口政策研究集会 交流会費
あん分による充当の場合	あん分の率 ()
あん分による政務活動費の充当額	(円)
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 (5,000 円)

領収書等の添付様式

整理番号 603

領収書その他の証拠書類の添付欄

30-06-04 | 100 | *6,804 | リコーリース (カ)

事業名、使途及び内容等

コピー機リース料6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (3,402 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	604
領収書その他の証拠書類の添付欄	
30-06-04 100 *64,044 トヨタアックス(カ)	
事業名、用途及び内容等	
乗用車リース料6月分	対象リース金額60,700円
あん分による充当の場合	
あん分の率 (50%)	
あん分による政務活動費の充当額 (30,350 円)
一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費充当額 (円)

尾島 保彦 議員の乗用車リース料

平成27年 4月30日作成

単位:円

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計
4月	64,044	64,044	64,044	64,044		
5月	64,044	64,044	64,044	64,044		
6月	64,044	64,044	64,044	64,044		
7月	64,044	64,044	64,044	64,044		
8月	64,044	64,044	64,044	64,044		
9月	64,044	64,044	64,044	64,044		
10月	64,044	64,044	64,044	64,044		
11月	64,044	64,044	64,044	64,044		
12月	64,044	64,044	64,044	64,044		
1月	64,044	64,044	64,044	64,044		
2月	64,044	64,044	64,044	64,044		
3月	64,044	64,044	64,044	64,044		
年度計	768,528	768,528	768,528	768,528	0	3,074,112
控除対象	登録費	-48,600				
	資金管理料	0				
	自動車取得税	0				
	自動車税	-36,200	-10,000	-39,500	-39,500	
	自動車重量税	0				
	自賠責保険	-39,120				
	パールホワイト	-32,400				
	フロントフォグランプ	-10,800				
	バックモニター	-47,520				
	総合計	553,888	758,528	729,028	729,028	0

次回車検費用や維持費用は、別途実費負担

(政務活動費対象リース金額)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計
4月	46,788	63,328	61,328	61,328		
5月	46,100	63,200	60,700	60,700		
6月	46,100	63,200	60,700	60,700		
7月	46,100	63,200	60,700	60,700		
8月	46,100	63,200	60,700	60,700		
9月	46,100	63,200	60,700	60,700		
10月	46,100	63,200	60,700	60,700		
11月	46,100	63,200	60,700	60,700		
12月	46,100	63,200	60,700	60,700		
1月	46,100	63,200	60,700	60,700		
2月	46,100	63,200	60,700	60,700		
3月	46,100	63,200	60,700	60,700		
年度計	553,888	758,528	729,028	729,028	0	2,770,472

領収書等の添付様式

整理番号 605

領収書その他の証拠書類の添付欄

| 30-06-11 | 100 | *11,104 [REDACTED] |

事業名、使途及び内容等

携帯電話料 5月分

- ・基本使用料 2,700円
- ・パケット定額料金 2,900円
- ・消費税 448円

合計 6,048円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (3,024 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

607

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証(口座振替払用)

下記金額を口座振替により領収いたしました。
ありがとうございました。

印紙税申告納
付につき福岡
税務署承認済

供給地点特定番号 09-0000-1349-8651-0000-0000			
ご契約名義 オシマ ヤスヒコ 様			
30年6月分		領収金額 円 12,935	
燃料費調整額 円	再エネ賦課金 円		
-396	1,334		
延滞利息 円	消費税等相当額 円		
	958		
ご契約アンペア kVA-kW	ご使用量 kWh	推定 ご使用量	昼間 (昼間平均) 夜間 (夜間平均)
60	460		
種別	テントウ	リビング (昼間平均) ピーク	
取扱金融機関名	口座番号		
*****	*****		
お客さま番号	振替月日	翌月分振替月日	
0452111404000135631	615	717	
ご使用期間 5月7日 ~ 6月4日			

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面もご覧ください。
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

電気料金領収証(口座振替払用)

下記金額を口座振替により領収いたしました。
ありがとうございました。

印紙税申告納
付につき福岡
税務署承認済

供給地点特定番号 09-0000-1349-8751-0000-0000			
ご契約名義 オシマ ヤスヒコ 様			
30年6月分		領収金額 円 11,567	
燃料費調整額 円	再エネ賦課金 円		
-12	40		
延滞利息 円	消費税等相当額 円		
	856		
ご契約アンペア kVA-kW	ご使用量 kWh	推定 ご使用量	昼間 (昼間平均) 夜間 (夜間平均)
12	14		
種別	テントリヨク	リビング (昼間平均) ピーク	
取扱金融機関名	口座番号		
*****	*****		
お客さま番号	振替月日	翌月分振替月日	
0452111404000135751	615	717	
ご使用期間 5月7日 ~ 6月4日			

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面もご覧ください。
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

事業名、使途及び内容等

事務所電気料(電力)(電灯)6月分
上記のうち60%は14,701円

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (7,350円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	608		
領収書その他の証拠書類の添付欄		<p>30-06-20 100 *4,791 (RL) リコ-ジヤパノジ</p>	
事業名、使途及び内容等			
コピー機使用料、5月分			
あん分による充当の場合			
あん分の率 (50%)			
あん分による政務活動費の充当額 (2,395 円)	
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額 (円)	

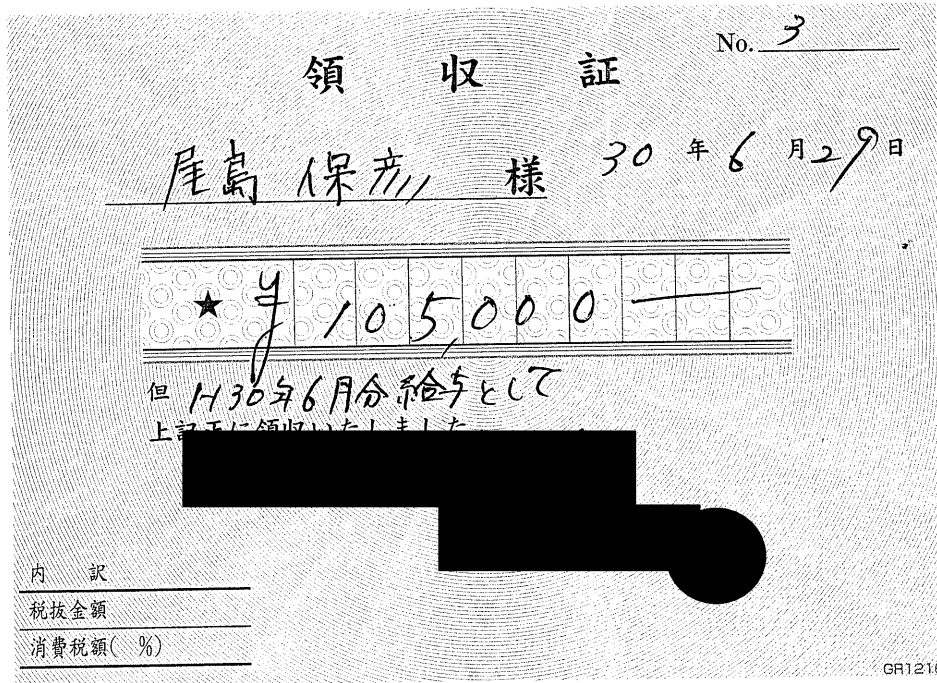
領収書等の添付様式

整理番号	609
領収書その他の証拠書類の添付欄	
30-06-21 家の光 *906円/7ヵ月	
事業名、用途及び内容等	
家の光購読料 6月号	
あん分による充当の場合	
あん分の率 ()	
あん分による政務活動費の充当額 ()	円)
一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費充当額 ()	円)

整理番号 610

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

事務員給料 6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (52,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 611

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証 No. 030-01400 領収日 30年6月29日

おじま 保彦事務所 様

銘	柄	部数	金額	合計
大分合同新聞		1	3,093	3,093 円
				30年6月分 上記金額領収致しました。
銀行自動振込できます。				



大分合同新聞 四日市プレスセンター
重松 孝二
TEL 33-5547 宇佐市大字石田126-5

本領収書に付されたお客様の個人情報は、当プレスセンター(販売店)において適切に管理し、新聞等の配達・集金、テリハリー、プレスセンターからの各種ご連絡、新聞・出版物等の二案内などに利用させていただきます。

毎度ご愛読ありがとうございます。

事業名、用途及び内容等

大分合同新聞購読料 6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 612

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

No.

397

領収日 30年6月29日

四日市88-4

尾島 保彦 様

品名	部数	金額	合計
西日本新聞	1	3,093	3,093 円
			30年6月分 上記金額領収致しました。
銀行自動振込できます。			

西日本新聞 長洲・四日市販売店
日本経済新聞 長洲販売店
朝日新聞 長洲販売店

ご購読についてのご意見
ご要望は、左記の販売店
までご連絡ください。



代表 漢 津代志
宇佐市大字長洲1735 番 38-3251

専らご愛読ありがとうございます。

事業名、用途及び内容等

西日本新聞購読料 6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号 613

領収書その他の証拠書類の添付欄

毎日新聞 領収証

39 0130 - 00 尾島保彦 様

宇佐市四日市 尾島保彦事務所

銘柄	部数	金額	消費税
毎日新聞	1	2864	229

合計
¥3,093

消費税を含む
毎度ご購入有難うござ
います。H30.6/29

法鏡寺・四日市南・天津南販売店
宇佐市大字関84 (徳光弘文)
TEL 33-2117

毎日新聞
平成 30 年 06 月分
領収印

事業名、使途及び内容等

毎日新聞購読料 6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号 614

領収書その他の証拠書類の添付欄

尾島 保彦



新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

3,497 円

2018 年 6 月分
上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

〒874-0910
別府市石垣西8丁目2-31
日本共産党北部地区委員会
TEL 0977-22-6576

領収日 6/29 扱着

事業名、使途及び内容等

赤旗新聞購読料 6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	615
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

30-06-29 | 150 | *67,648 | 定額送金

事業名、使途及び内容等

事務所家賃 7月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50%)

あん分による政務活動費の充当額 (33,824 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 尾島 保彦



【平成 30 年 6 月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
6月2日	35	5,110	ニュー丸栄石油 大分宇佐SS	1
6月11日	33.7	4,987	ニュー丸栄石油 大分宇佐SS	2
6月20日	20	3,040	新光石油セルフ大分インターSS	3
6月26日	36.6	5,416	ニュー丸栄石油 大分宇佐SS	4
計		18,553	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	75,899 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	78,130 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	2,231 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	596 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.2671	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	4,955 円 …⑦

- 注 1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ



【平成30年6月分】

議員名 尾島 保彦

①

ENEOS

納品書(領収書)

2018年06月02日 08:56

売上
YASUHIKO OJIMA 様
2-060022-0400X-XXX
ENEOSカード S
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
35.00L *
146円 ¥5,110
(内ガソリン税53.80円 ¥1,883)
合計 ¥5,110
(内消費税等(8.00%) ¥379)
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0032087
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にてご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。
ENEOSポイント残高: 3,416P
ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

ニュー丸栄石油 株式会社
大分宇佐SS
大分県 宇佐市
大字山下1222-1
TEL:0978-33-5021 SS-060022
レポートNo 0566-01 データNo8474-8476
外通番17-58357
02 2018/06/02

②

ENEOS

納品書(領収書)

2018年06月11日 17:33

売上
YASUHIKO OJIMA 様
2-060022-0400X-XXX
ENEOSカード S
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-02
33.70L *
148円 ¥4,987
(内ガソリン税53.80円 ¥1,813)
合計 ¥4,987
(内消費税等(8.00%) ¥369)
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0063030
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にてご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。
ENEOSポイント残高: 3,176P
ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

ニュー丸栄石油 株式会社
大分宇佐SS
大分県 宇佐市
大字山下1222-1
TEL:0978-33-5021 SS-060022
レポートNo 5056-01 データNo8836-8838
外通番17-59248
014 2018/06/12

③

IDEX

納品書 (領収書)

お客様からのご要望とセキュリティ強化より私を4月に変更致します。一部外付カード請求が早まりますが内容に誤りはございません。ご理解の程お願い致します。

2018年06月20日 16:24

ENEOSカード S 会員 様

ENEOSカード S
X-XXXXXX-XXXX0-001 0000

ガソリン P-14
2(L) 60L.0 6153.00 ¥3060
(内ガソリン税 653.80 ¥1076)
スロット値引 61.00 -20
12704

合計 ¥3,040
(内消費税等 ¥225)

支払方法 1回
有効期限 XX年XX月

サイン

クレジットお買い上げ票

2018/06/20 (8333)
新光石油㈱ 大分大分ウエ-SS
大分市大字三芳字福原1088-1
TEL097-546-7887
レポートNo. 0427-05

④

ENEOS

納品書(領収書)

2018年06月26日 14:19

売上
YASUHIKO OJIMA 様
2-060022-0400X-XXX
ENEOSカード S
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-07
36.60L *
148円 ¥5,416
(内ガソリン税53.80円 ¥1,969)
合計 ¥5,416
(内消費税等(8.00%) ¥401)
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0051717
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にてご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。
ENEOSポイント残高: 3,176P
ポイント交換は当店でも可能です。
本日分のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

ニュー丸栄石油 株式会社
大分宇佐SS
大分県 宇佐市
大字山下1222-1
TEL:0978-33-5021 SS-060022
レポートNo 3975-01 データNo5025-5027
外通番17-60658
018 2018/06/26

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【平成30年 6月分】

自動車登録番号 XXXXXXXXXX

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
2	自治体議員ネットワーク九州山口政策 研究集会	自宅	いいちこ総合文 化センター			自宅	122 km	
5	政策企画会議・議案説明会	自宅	県庁			自宅	126 km	
6	宇佐市観光振興について意見交換	自宅	歴史博物館			自宅	26 km	
10	安心院の滝観光について意見交換	自宅	福貴野の滝			自宅	78 km	
23	食育推進全国大会視察	自宅	ホルトホール			自宅	122 km	
29	連合大分2019年大分県予算編成に 関する政策・制度要求の検討	自宅	ソレイユ			自宅	122 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							596 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 県民クラブ

議 員 名 尾島 保彦

